

BUSINESS LAW FIRMS 2026

Light the Way



BUSINESS LAW FIRMS 2026



C O N T E N T S

6 池田・染谷法律事務所

独禁法・消費者法・情報法の“実装力”で、事業を前へ
——3拠点体制の現在地と次の一歩

10 TXL 法律事務所

Always On Your Side
私たちは、お客様を含む全ての関係者の皆様に寄り添い、
長期的に信頼頂ける事務所の確立を目指しています。

14 名取・大木法律事務所

経済安全保障を中心に、技術流出防止・営業秘密管理、
サイバーセキュリティ、不正調査、AI法務等をトータルサポート

18 ひふみ総合法律事務所

企業の挑戦と有事の危機対応を厚くサポートするスペシャリスト集団

22 AI-EI 法律事務所

企業紛争・企業トラブル解決のブティックファーム

24 杜若経営法律事務所

人手不足時代の「人の問題」に経営と労務の両面から向き合う

26 加藤＆パートナーズ法律事務所

「クライアントの利益を最大限実現する」
共通の志を持ったプロ集団が、時代に適合した
高品質なリーガルサービスを提供します

28 弁護士法人Global HR Strategy・GHR法律事務所

外国人雇用に関する法務・労務を中心業務とする
ビジネス・イミグレーション・ローファーム

30 創・佐藤法律事務所

私たちは、抽象的な法律論に満足するのではなく、
企業の高い成長を支援し続けるプロフェッショナルファームです。

32 のぞみ総合法律事務所

「専門性×総合力」で迅速かつ柔軟に対応
～当局や企業の現場の目線を踏まえた活きたリーガルサービスで、
“Best for Clients”を目指す～

34 弁護士法人樋口国際法律事務所

国際案件も得意とする幅広い対応力
信頼関係を重視した真のパートナー

36 フォーサイト総合法律事務所

ベンチャー・スタートアップの資金調達、
IPO準備・審査対応から上場企業法務・M&A・
資本業務提携までをシームレスに対応

38 ベンチャーラボ法律事務所

大企業とベンチャーの架け橋に

BUSINESS LAW FIRMS 2026



C O N T E N T S

40 弁護士法人御堂筋法律事務所

クライアントの最良のパートナーとして

42 未来創造弁護士法人

「日本一裁判しない弁護士」をキャッチフレーズに
トラブル解決でなくトラブル予防のPDCAを回し続ける顧問弁護士

44 桃尾・松尾・難波法律事務所

紛争化「以前」から国際仲裁まで
——訴訟経験を核にした一貫サポート

46 山下総合法律事務所

クライアントの「負担」を共に担い法務人材不足とAI時代に寄り添う
伴走型リーガルサービス

48 ユアサハラ法律特許事務所

120年超の歴史を有する国内有数の法律事務所
——企業法務・知財訴訟・国際案件を得意とするビジネス・ファームのパイオニア

50 弁護士法人イノベンティア・弁理士法人イノベンティア

知的財産権の専門家により知的財産法務の総合的なサポートを提供

51 尾城法律事務所

IT業界に精通した弁護士がDXをサポート

52 金誠同達法律事務所ー 日本業務部門

全面的な中国法サービスを最前線から日系企業にお届け

53 弁護士法人高井・岡芹法律事務所

企業の「かかりつけ医」として人事労務の予防と紛争解決に伴走する

54 リアークト法律事務所

時代が求める法務組織の構築を支援し、
M&A・資金調達・事業承継等の
新たなステージに合わせて伴走する法律事務所

55 弁護士法人Y&P法律事務所

大手税理士法人、コンサル会社と連携したM&A、
株式関連業務、民事信託、相続・事業承継分野等の
総合型サービスを提供

59 田中敦法律事務所

58 書籍紹介

63 セミナー紹介

池田・染谷法律事務所

独禁法・消費者法・情報法の“実装力”で、事業を前へ ——3拠点体制の現在地と次の一步

2018年の創業以来、私たちは独占禁止法・消費者法・情報法に特化したブティックとして、日々の実務に伴走してきました。2025年には東京・大阪・名古屋の3拠点となり、契約書の外側で企業活動を規律する“強行法規”に真正面から向き合い、助言から紛争、当局対応、教育・ツール提供までを一気通貫で提供しています。

事務所概要と特徴 ——私たちについて

池田毅(代表パートナー)：当事務所は2018年10月にオープンしました。独占禁止法・消費者法・情報法の3分野に集中して取り扱うブティックです。現在は弁護士が20名超、東京・大阪・名古屋の3拠点体制で、これらの分野に特化したブ

ティックとしては最大規模だと自認しています。公正取引委員会、消費者庁、総務省など規制官庁の実務経験者が弁護士の約半数を占める点も大きな強みです。

企業法務のベースは契約書ですが、当事者合意だけでは完結しません。政府が定める強行法規への適合が不可欠です。とりわけ独占禁止法、消費者法(景品表示法等)、個人情報保護法は、製品・サービスの共同開発、委託(下請取引)、広告・宣伝、販売体制(代理店・販売店・ディストリビューター、再販売価格拘束の回避等)に至るまで、“つくる→知らせる→売る”の一連の事業活動を規律します。私たちはこの主戦場で多くの事業会社の実務を広くカバーしています。



東京オフィスの現況と展望

池田：弁護士20名超の多くが東京に所属しています。助言・意見書だけでなく、訴訟(端緒から終局までの一貫対応)や社内不正調査といった大規模案件まで、事務所単独でハンドリングできる体制を作ってきました。オフィスは弁護士30名が勤務できる体制を前提に設計しており、増員余地があります。急成長よりも、一人ひとりが“看板を背負う”レベルまで自立する組織づくりを重視しています。

採用は経験者中心です。近年では新卒(法科大学院修了直後)は限定的で、純粋な新卒は1名、社会人経験を経た新卒は数名採用しています。計画一律ではなく、“良い人材がいれば採る”方針を貫いています。



池田弁護士

大阪オフィス: 3年経過・3名体制と地域特性

山本宗治(大阪オフィス代表)：大阪オフィスは開設から3年超、2025年春に弁護士2名が加わり、現在は3名体制です。東京と一体で案件を進めつつ、関西のクライアントには“物理的近接”による迅速対応を実現しています。公取委の立入検査時にすぐに駆け付けられる、この距離の近さは実務上の大きな価値です。

事件の傾向として、国民生活に身近な商品・サービス分野の独禁法案件(不公正な取引方法等)が目立つ印象です。令和5年のダイコク薬局の確約手続、令和6年のシスメックスの抱き合わせ販売事案、

同年の日清食品の再販価格拘束(警告事例)など幅広い分野で執行が見られます。企業集積が厚い関西圏では、独禁法・景表法・個人情報のいずれも注意水準が高い地域だと捉えています。



山本弁護士

名古屋オフィス: 開設理由・当局体制・運用と今後

林紳一郎(名古屋オフィス代表)：中部地区はリニア中央新幹線の開業(2030年代後半見込み)に向け再開発が進み、さらなる経済的発展が見込まれます。また、公取委が毎年公表する下請法などの相談件数も中部地区ではこの数年間で2~3倍に増加しています。このような需要の高まりを受けて名古屋オフィスを開設しました。

公取委は各地に支所を持ち、中部地区は“中部事務所”が管轄しています。霞が関の本庁が主導する案件だけでなく各支所が主導する案件も存在しますが、製造業が盛んな中部地区の特性もあり、近年は、金型の無償保管など、親事業者と下請事業者の力関係に起因する事案が目立っています。独禁法や下請法の行政調査は立入検査以降の審査が1~1.5年と長期化することも多く、事情聴取などにおける当局との綿密な交渉も必要となります。そのため、立入検査直後から現場で一貫対応に入ることができる迅速性が企業の安心につながると考えています。

所在地は名古屋駅直結のJPタワー名古屋(南口側至近)です。現在は弁護士1名+事務1名の2名体制であり、今後弁護士1~2名の増員を視野に、“現地完結”の実務支援を強化していきます。当事務所のようなブティック事務所が少ない名古屋

屋圏では、おかげさまで進出を歓迎する声を多くいただいています。



林弁護士

Ad-IS〈アドイズ〉 ——広告表示コンプライアンスを“現場で回す”ために

染谷隆明(代表パートナー)：私は消費者庁で景品表示法の改正に携わって以来、広告規制の実務の最先端に10年以上身を置いています。現場では弁護士に相談できないまま社内で処理せざるを得ない広告が非常に多い。その負担を軽減したい—

—これがAd-IS開発の原点です。近年は消費者庁の執行も厳格化し、例えば、令和5年度は調査件数のうち22.5%が措置命令に至っています。“5件に1件が処分”という水準で、処分に伴う販売停止・返品・在庫処分、資金引き上げや上場断念に至る例も見られます。リスクの発現確率も影響の大きさも高い現実があります。

不当表示が起きる構造的な理由もあります。商品仕様や調達先、取引条件は日々変わり、広告の実態追従が遅れる。広告制作・品質維持は複数部門・社外も絡むためミスコミュニケーションが生じやすい。チェック対象の広告は契約書の比ではない量にのぼる。つまり、景表法は表示媒体ごとに違反かどうかの評価を行うので、“ウェブサイトの問題がなくても、サイネージなど別媒体に不当表示があれば違反となり、課徴金がかかる対象”になります。広告の数・表示に関わる人数が多い大手ほど見切れないのが現場の実情です。

Ad-ISの実運用は2025年3月に本格展開しました。使い方はシンプルです。審査したい広告案をアップロードすると、AIが“顧客誘引に関わる表現”を自動抽出し、一般消費者の認識を前提とした“根拠確認リスト”を提示します。そのリストを一つずつ潰していけば、実態に適合した表示が仕上がります。

対応分野は景品表示法に加え、2025年7月から特定商取引法の通販規制にも対応しました。さらに“カスタマイズ機能”で、業法・公正競争規約・各社固有のルール(用字・社名表記・言い回し等)を反映できます。例えば「足」は月偏ではなく「足立区」の「足」を使う、「かかと」は漢字でなくひらがな、「池田・染谷法律事務所」は中黒を必ず入れる——こうした社内表記まで自動で拾えます。

ユーザーからは“短時間で誘引表現を拾える”“誤字脱字機能もありがたい”“カスタマイズで社内ルールを反映できる”とい

う声をいただく一方、“拾いすぎ”という声も一部でいただきます。実務では、主訴求以外の細部でも不当表示認定があり得るため、どこまで拾うかの線引きは難しい。だからこそ、拾い上げは広めに、最終判断は社内リスク基準で——という運用設計を提案しています。ただ、今後はより違反のおそれがある事項全てを指摘するのではなく、ニーズを踏まえて、絞った指摘をすることも検討しています。

今の冬には、広告表示と根拠資料をセットで保管し、審査・確認・承認・プロジェクト管理までをAd-ISで完結させる“ワークフロー機能”を搭載します。表示法務をAd-ISで省力化し、空いたリソースを下請法・独禁法対応へ再配分する——企業内のワークシェアリングを支える基盤に育てます。

料金は現行で月額20万円(諸条件・今後見直しの可能性あり)です。表示違反の潜在コストを踏まえれば、投資対効果は十分に合うと考えています。



染谷弁護士

出版・登壇・教育の取り組み ——私たちの“伝える”使命

池田：事務所として、60分でわかる！とうたった景品表示法の入門書を刊行し、ご好評いただいています。(一社)日本経済団体連合会後援の当事務所主催セミナーも2025年10月に4回目を開催しました。

また、公正取引協会等の検定にあわせた通信教材を提供しており、随時アップデートしています。このように、事務所としてさまざまな「伝える」取

り組みを行っております。

さらに、大手法律事務所以外の私たちのような専門ブティックを学生に知ってもらうため、合同サマーインターンも継続して行っております。

結び ——“強行法規のど真ん中”で企業実務に寄り添う

池田：近時の改正下請法は、条文改正以上に運用面の変化が顕著です。従来、勧告の中心は“代金減額”や“不当返品”でしたが、直近2年で金型の無償保管をはじめとする“不当な経済上の利益の提供要請”を理由としてもなされるなど、多様な類型に広がっています。購買・資材など現業部門だけの管理から、法務・コンプライアンス部門の実質的関与が不可欠になりつつあります。“簡素なルール運用”から“実体判断を伴う高度運用”へ。企業内の体制更新が急務です。

染谷：独禁・消費者・情報法は、企業の“毎日の意思決定”に直結する領域です。助言、紛争、当局対応、教育、そしてAd-IS。複線での支援をさらに磨き、現場で本当に役立つ法務を提供していきたいと思います。

IKEDA & SOMEYA
COMPETITION AND CONSUMER LAW ATTORNEYS
www.ikedasomeya.com

池田・染谷法律事務所
弁護士数:25名(うち3名は出向中)
代表弁護士:池田 毅(第一東京弁護士会)
染谷 隆明(東京弁護士会)

東京事務所
〒100-0006
東京都千代田区有楽町2-7-1 有楽町イトシア16階
大阪事務所
〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田1-8-17
大阪第一生命ビルディング15階
名古屋事務所
〒450-6322
愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋22階
TEL:050-1745-4000
URL:https://www.ikedasomeya.com/
Mail:info@ikedasomeya.com

池田・染谷法律事務所は、独占禁止法・消費者法・情報法に注力する国内最大規模のブティック型事務所です。東京・大阪・名古屋の3拠点を基盤に、20名を超える多様な人材が所属し、官公庁出身者が多数在籍しています。

Ad-IS で広告審査の悩みをサポート！

—導入前—

- ① 手作業だと見るべき項目が多すぎて大変
- ② 法執行が強化しているが対策が不十分
- ③ 属人的になり確認の質にムラがある

不当表示の対策ができていない

→

Ad-IS

—導入後—

- ① ステップだけで評価が完了
- ② AI評価に加えて弁護士サポートも完備
- ③ 法律事務所が開発した安心感

不当表示の対策における悩みを
全面サポート

広告審査における工数を削減しながら確かな法的根拠で不当表示の対策が可能！

代表機能
01

景品表示法の観点でチェックすべき箇所を
わかりやすく提示してくれる

直感的で使いやすいUIのため現場担当者が素に使用可能

確認すべき箇所をカテゴリ、チェックリストとして提示される

過去の関連行政処分の詳細も確認可能

TXL 法律事務所

Always On Your Side

私たちは、お客様を含む全ての関係者の皆様に寄り添い、長期的に信頼頂ける事務所の確立を目指しています。

異なる大手事務所にルーツを持つ 2つの事務所が統合

TXL 法律事務所は、高井伸太郎弁護士(51期)を代表とする高井&パートナーズ法律事務所と、大宮立弁護士(56期)を代表とするレックス法律事務所が経営統合し、2024年7月にスタートした、主に企業法務を取り扱う法律事務所です。

当事務所の共同代表である高井伸太郎弁護士は、長島・大野・常松法律事務所で17年の研鑽を積み(うち9年はパートナーとして業務に従事し)、2016年に高井&パートナーズ法律事務所を設立しました。

同じく共同代表である大宮立弁護士は、森・濱田松本法律事務所で9年の研鑽を積み、その後6年間、企業法務を専門とする法律事務所で共同パートナーを務めた後、2018年にレックス法律事務所を設立しました。

TXLの名前の由来

当事務所は、単に2つの事務所が一緒になる「足し算」ではなく、それぞれの力を掛け合わせる「掛け算」で相乗効果を高め、より良いサービスを提供したいという気持ちを込めて、高井&パートナーズ法律事務所の頭文字である「T」と、レックス法律事務所の頭文字である「L」を掛け合わせる(X)ことを示す「TXL」(ティーエックスエル)を事務所名としました。

統合により企業法務における 幅広い専門分野を網羅

経営統合前の両事務所は、ともに企業法務を取り扱う点で共通していましたが、高井&パートナーズ法律事務所はM&Aやクロスボーダー取引を、レックス法律事務所は事業再生や複雑な訴訟・紛



争解決を得意分野とするなど、それぞれが異なる強みを持っていました。

今回、TXL 法律事務所として経営を統合したことにより、大手法律事務所出身者、人事労務系ブティック法律事務所出身者、裁判官出身者、海外の法律事務所勤務経験者、インハウス弁護士経験者、弁護士登録している弁護士、預金保険機構勤務経験者、銀行勤務経験者など、多種多様なバックグラウンドを有する弁護士が1つのチームとなり、知識およびノウハウの共有をし、法人設立から上場、さらには事業再編や清算に至るまで、お客様のライフステージのあらゆる状況において、常に最良のリーガルサービスを提供することが可能となりました。

企業法務分野における幅広い実績

当事務所の業務の8割から9割は企業法務であり、企業法務分野においては、幅広い実績があります。

M&Aの分野においては、取引金額が1000億

円を超えるような大型案件や上場会社のTOB案件のようなものから中小企業の事業承継案件まで幅広く対応しています。クロスボーダー取引にあたっては、海外企業との取引及びトラブルへの助言に加えて、海外への新規進出又は撤退など海外事業展開についても各国の法律事務所とのネットワークを生かして対応しています。

人事・労務の分野においては、各種規程の整備から日常的に生じる労務問題、個別労使紛争への対応など、企業が直面するあらゆる人事労務問題に対応しています。

また、事業再生の分野においては、約20年前から、金融機関だけを相手方とする債務整理である「私的整理」における経験・実績を積み重ね、現在では、関東近郊のみならず、北は北海道から南は九州地方に至るまで、全国各地の中堅・中小企業の事業再生に取り組んでいます。

TXLが目指す事務所の在り方 —Always On Your Side

(1)お客様にとってのAlways On Your Side

私たちは、新しい事務所の設立にあたり、事務



所が尊重すべき共通の価値観について議論を重ね、「Always On Your Side」を事務所にキーワードとすることを決めました。

このキーワードは、まず第一に、お客様の様々なライフステージにおいて、常に相談できる存在であることを意味します。創業者が起業をする局面、資金を調達する局面、成長し上場を目指す局面において。また万が一、紛争に巻き込まれ、又は、経営不振に陥った局面においてさえ、常にお客様をサポートできるよう、あらゆる業務分野を網羅し、お客様を支え続けられる体制作りを心掛けています。

また、このキーワードは、お客様から見たときに、常に一定のパフォーマンスを維持し続けられる組織であることも意味します。弁護士の仕事は、職人の仕事に例えられることも多く、とすると、個人の力量に依存しがちな職種と言えます。しか

し、技術・ノウハウの共有・伝承がなされず、個人の力量に頼り続けてしまうと、いずれ組織は衰退し、お客様に満足頂けるリーガルサービスを提供することが出来なくなる恐れがあります。私たちは、常にお客様のそばで一定のパフォーマンスを維持し続けられる存在になることを目指し、個々人の技術・ノウハウの研鑽を続けるのみならず、その共有・伝承にも努めたいと考えています。

そのためには、組織における人材の配置・バランスについても、慎重な配慮が必要であると考えています。世代間のバランスを考えたときに、「頭でっかち」な組織では、技術・ノウハウの十分な共有・伝承はできません。他方において、ピラミッド型の構造も、教育が不十分となる恐れがあるのみならず、常に事業規模を拡大し続けることが前提となっている点で、法律事務所として健全とは言えないと感じます。トラブルの解決が弁護士の

重要な仕事の1つだとすれば、ピラミッド型で人員が増え続ける法律事務所と言うのは、トラブルが年々増加する世の中を前提としているように見えますが、そのような世の中は、我々が望む未来ではありません。

そう考えますと、お客様にとって Always On Your Side と言える事務所は、各世代に均等に弁護士が配置されている、円柱型の組織であると考えています。

(2) チームメンバーにとっての

Always On Your Side

「Always On Your Side」のキーワードは、チームメンバーにとっても妥当します。

法律事務所でも重要な経営資源は、言うまでもなく「人財」です。

私たちは、事務所で働く全てのメンバーが、どのようなライフステージにおいても、働きやすいと思える環境の整備を目指しています。

全ての時間を自分のために費やすことができる人もいれば、家庭や家族のための時間が必要な人ま

で、私たちの1日のスケジュールは、それぞれのライフステージによって様々です。また、生活や趣味の場所も、お客様の拠点も、今やグローバルに広がっています。

私たちは、「時間」の面でも「空間」の面でも、それぞれのメンバーが最も効率よく能力を引き出せる環境を整備することを目指しています。

ペーパーレス化を進め、固定電話を廃止することにより、「オフィスに来なければ得られない情報」をなるべく減らすこと（これはエコにも繋がります）、お客様との会議にウェブ会議を積極的に導入すること（これにより利用頻度の低い会議用スペースを減らすことができます）など。いずれも新型コロナウイルスの感染拡大により、世の中に浸透してきた働き方ですが、私たちは新型コロナウイルスの感染拡大以前から、このような取組みを積極的に推進して来ました。

現在、当事務所は、旧高井&パートナーズ法律事務所があった「赤坂」と、旧レックス法律事務所があった「紀尾井坂」の2カ所にオフィスを構えていますが、オフィスに行くことができない場合、たとえば地方に在住していても、海外に在住していても、支障なく業務を遂行できる体制が構築できていると考えています。

このような取組みを進めることにより、全国各地、さらには海外にいらっしゃるお客様に対して、ストレスなくパフォーマンスを発揮することができるようになると思います。また、コストやリスクを増やすことなく、世界中にいる有能な「人財」にメンバーに加わってもらうこともできると信じています。

統合後の取組について

当事務所は統合から1年が経過し、着実に統合効果が発揮されるようになりました。

業務の面では、多くの大型事件で一緒に事件を担当し、それぞれの強みを生かしながら業務を遂行しており、お客様に対するアドバイスもより一層充実したものになっていると実感しています。

また、統合直後から、新たにサマークラークを開始し、多くの学生の皆様に事務所を認知して頂けるよう努めるとともに、統合後初となる新規採

用を実施し、78期の新人弁護士をメンバーに迎えることとなりました。2025年度も、規模を拡大してサマークラークを実施し、多くの学生の皆様から応募を頂くことが出来ました。

統合1周年の機会には、家族も招いて屋外でバーベキューを実施し、お互いの家族を交えた交流を図りました。今後は、旅行なども企画できればと考えています。

今後も、お客様の様々なライフステージにおいて常に相談できる存在となれるよう、メンバー同日々研鑽を積んで参りたいと考えています。

TXL

TXL 法律事務所

弁護士数:13名(2025年12月末現在)
代表弁護士:高井伸太郎(第一東京弁護士会)、大宮 立(東京弁護士会)

(赤坂オフィス(主たる事務所))
〒107-0052
東京都港区赤坂
二丁目23番1号
アークヒルズフロントタワー
RoP 9階



(紀尾井坂オフィス)
〒102-0083
東京都千代田区麹町4-3-29
VORT 紀尾井坂6階



TEL: 赤坂オフィス(主たる事務所)
03-4577-8686(代表)
紀尾井坂オフィス
03-6205-7315(代表)
URL: <https://txl.jp>

当事務所は、企業法務を中心とし、それぞれの取扱分野で豊富な経験を持つ弁護士で構成されており、お互いに協力し合いながら、お客様に対し最適な解決策を提案し、事務所全体として最高のパフォーマンスを発揮できるよう、日々研鑽しています。私たちは、人員の採用、教育を重視することはもちろん、各弁護士が担当している案件に関する日常的な意見交換、案件の処理内容やリサーチ結果を共有することなどを通じて、組織力を高め、組織としての持続性を確保することによって、私たちが信頼して下さるお客様に対し、長期にわたり安定的に最良のサービスを提供し続けることを目指しています。

お問い合わせ先

TEL: 03-4577-8686 (代表) 赤坂オフィス(主たる事務所)
TEL: 03-6205-7315 (代表) 紀尾井坂オフィス



名取・大木法律事務所

経済安全保障を中心に、技術流出防止・営業秘密管理、サイバーセキュリティ、不正調査、AI法務等をトータルサポート

経済安全保障推進法務を中心に据えた「リーガルサービスを越えた」サービスの提供

当事務所では、各企業の経済活動の源泉であり、いわば心臓部分に当たる重要な情報や技術を守ることをリーガルサポートのコアと考えております。これは、当該企業だけではなく、その企業で働く社員の皆様や、その家族の皆様を守ることに繋がります。そして、色々な企業を守ることは、究極的には国の経済や国を守ることに繋がると考えております。このような思いから、当事務所では、経済安全保障推進を中心的に取り組んでおります。

もっとも、現在、経済安全保障推進に先駆けて取り組んでいるのは、プライム上場企業を中心とした巨大企業ばかりです。当事務所でも、これまでに、重機械関係、防衛関係、精密機器、半導体のメーカー、エネルギー関係のインフラ事業者などのクライアント様に対して、経済安全保障推進法務をご支援してきました。

しかし、経済安全保障推進は、企業の業種や規模を問わずに、わが国の企業全体として取り組まなければならない喫緊かつ永遠の課題です。「技術・情報を守る、企業を守る、わが国の経済を守る」ためには当然のことです。昨年の首相交代以降、急加速している経済安全保障推進ニーズは、各企業にとって、より先鋭化した経営課題となっております。

当事務所では、技術流出防止・営業秘密管理法務、インサイダーリスクマネジメント（ヒトのリスク管理）、不正調査、AI法務、法務監査、紛争法務といった個別具体的なリーガルサービスをご提供しておりますが、これらはいずれも経済安全保障推進法務という大きな目的に集約されるもの

と考えております。

そして、経済安全保障リスクとして考慮されるべき例としては、典型例である地政学リスクのほか、サプライチェーン・バリューチェーンのリスク、国際経済や国際関係や同士国戦略に起因するリスク、組織的なリスク、規制・制裁リスク、サイバーセキュリティリスク、技術流出リスク、先端技術に関するリスク、インフラ・重要設備リスク、破壊的イノベーションリスクなど枚挙に暇がありません。そのため、経済安全保障推進にあたっては、法務面だけでは全く不十分です。

そこで、当事務所では、経済安全保障リスクマネジメントの専門家や技術リスクマネジメントの専門家とも提携しつつ、「リーガルサービスを越えた」経済安全保障推進サービスを提供しております。

当事務所におけるこれまでのご支援例としては、経済安全保障推進法におけるリスク管理措置対応のほか、経済安全保障推進室・ワーキンググループの設立・運用支援・ガバナンス強化、コア技術・コア人材の特定・評価・脆弱性評価・対策支援、技術流出ルートや脅威の特定・リスク評価・対策支援、人的リスクマネジメント体制のリスクの洗出し・評価・対策支援、サプライチェーンやバリューチェーンにおけるリスクやチョークポイントの把握・リスク評価・対策支援、技術流出をテーマにした有事対応時における体制整備、AIガバナンス構築・AIリスクマネジメントなど、非常に多岐にわたります。

これらのご支援例は、従来の法的リスクへの対応にとどまらず、地政学リスクや規制リスク、サプライチェーンリスク・バリューチェーンリスクを踏まえた技術流出リスク対応やインサイダーリスク等の人的リスク対応にわたるため、当事務

所では、「リーガルサービスを越えた」総合的な経済安全保障推進サービスとして取り組みを行っております。この取り組みの一環として、後述するコンサルティングファームとのワンストップサービスのご提供も行っております。

これまでにご支援させていただいてきた多くの企業様の多数の取組事例から反映した総合的な支援を行うことが可能です。

セキュリティ・クリアランス制度対応支援

セキュリティ・クリアランス制度（以下「SC制度」といいます。）は、経済安全保障推進の一環となる制度であり、令和7年5月16日に施行された重要経済安保情報保護活用法が根拠法となります。

国が民間企業に対して、SC制度活用の打診を本格化していくのは、令和8（2026）年以降とされています。一部の法人に対してのSC制度活用はすでに令和7年中から行われております。

SC制度の対象となることが予定される企業においては、重要経済安保情報保護活用法への対応はもとより、自社内の制度を整合的に改定していく必要があります。例えば、個人情報の管理のほか、人的管理措置、組織的管理措置、物理的・施設的管理措置、技術的管理措置、波及する労働法制や会社法上の問題への対応が挙げられます。これらは、内閣府が資料としている重要経済安保情報取扱規程例では対応できない部分ですので、各社において、体系的・整合的な対応をしていく必要があります。

当事務所では、令和7年以前に先んじてSC制度対応を行っている複数の企業様のご支援を行っております。

当事務所におけるこれまでのご支援例としては、SC制度対応に向けた内部体制確立・ガバナンス対応支援、SC制度対応に向けた人的・組織的・物理的・技術的管理体制強化、SC制度対応に向けた人的・労働法制上の論点の洗出し及び対策支援、SC制度対応に向けた内規類（諸マニュアル含む）・関連規程類の整備、適合事業者認定対応・適性評価対応全般、適性評価対応全般支援、契約行政機関との折衝、社内関係部署との連携体制構



代表弁護士 大木 裕於奈

築など、多岐にわたるSC制度全体にまつわるご支援を行っております。

SC制度対応は、適合事業者認定後もシームレスかつ不断のサイクルが必要となります。もっとも、法定された指定手続対応以降のプロセスに先立ち、事前のSC制度対応導入段階での適切な事前対応が極めて重要となります。例えば、先んじて対策を講じる必要がある体制・規程・内規類の作成・整備、関連部署に対してSC制度対応の教育、適性評価対応準備、自社におけるSC制度対応関係の論点の洗出しなどが対応導入段階として必要となります。

また、当事務所では、複数の企業様において、セキュリティ・クリアランス制度対応と紐づけて、人的リスクマネジメント体制のリスクの洗出し・評価・対策支援や、自社クリアランス制度創設支援・コア人材把握管理強化・バックグラウンドチェックの実効化支援、人権デューディリジェンス・人権リスクマネジメント支援（その他関連するESG法務支援含む）といった、インサイダーのみならず、サードパーティのリスクを含む自社の人的リスクマネジメントや自社内のクリアランス（ヒトの認証）制度のご支援を行っております。

各企業様へのこれまでのご支援を通じて、単なる重要経済安保情報保護活用法への個別具体的な

法対応にとどまらず、この対応を通じて、人的リスクや組織的・物理的・技術的管理リスクに総合的に対応し、自社の情報管理レベルを向上させることが非常に重要であると考えております。

CS×HRM

当事務所は、設立以来、サイバーセキュリティ法務と人事労務法務をクロスオーバーさせたリーガルサポートを提供してまいりました。

前述のとおり、その目的は、各企業の心臓部分に当たる当該企業の基盤となる重要な情報や技術を守ることです。これは、その企業で働く社員の皆様や、その家族の皆様を守ること、ひいては、国の経済や国を守ることに繋がると考えております。

このような目的を達成する手段として、企業のサイバーセキュリティ強化およびHRMは不可欠です。HRMには、3つの意味があります。Human Risk Management（人的リスク対応）、Human Resource Management（人的資源管理）、およびHuman Rights Management（人権リスク対応）の3つです。

当事務所では、従来、専門領域が異なるとされ

るサイバーセキュリティ法務、技術流出防止、個人情報管理、セキュリティ管理などの技術的・物理的側面をサポートする法務（「CS法務」）と、人的管理措置、人的脆弱性克服、人事労務法務といった人的側面に関する法務（「HR法務」）を不可分一体的に強化するためのご支援を行ってまいりました。

従来のリーガルサービスでは、サイバーセキュリティ確保に関する物理的措置やデータセキュリティやアクセス制限などといった技術的な管理措置と、体制や規程の整備、アセスメント、マニュアルや研修による現場の人間への落とし込み、従業員のSNS利用やテレワーク、兼業・副業の問題などといった人的管理措置や人事労務分野とは、それぞれ別領域の問題として、分断的なケアしかされてこなかったという問題がありました。

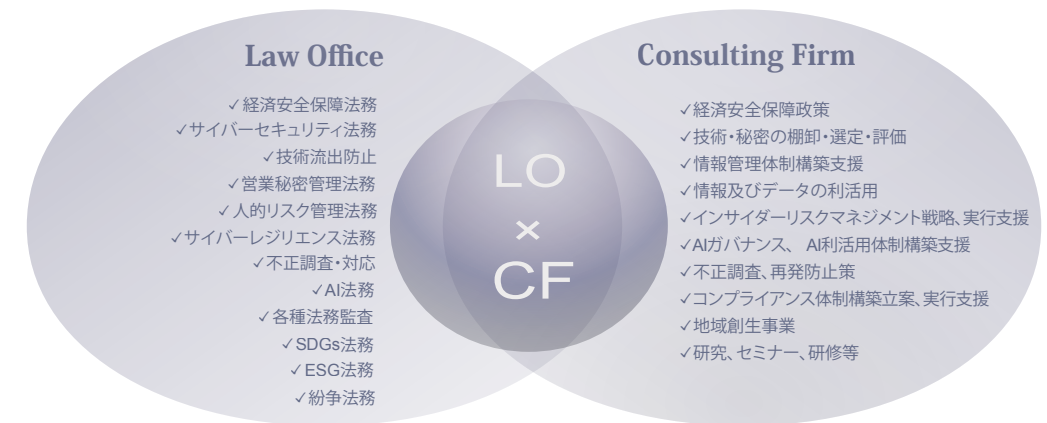
しかし、サイバーセキュリティの確保を行うのは「人」、その体制を構築するのは「人」、その規程等の対象となるのは「人」、その確保に向けたチェックを行うのも、サイクルを回すのも「人」です。他方、サイバーセキュリティのリスクをもたらすのも、営業秘密の侵奪を行うのも「人」です。このように、サイバーセキュリティの確保と「人」は不可分です。

そこで、当事務所では、サイバーセキュリティ法務も「人」からのアプローチが不可欠である分野と位置づけ、従来の専門領域や部署をまたぐ両専門分野を一体的に強化するためのリーガルサービスを提供させていただいております。

コンサルティングファームとの ワンストップサービスの提供

当事務所と一体的にワンストップサービスを提供するため、経済安全保障、技術流出対策・企業秘密管理、情報・データの利活用、インサイダーリスクマネジメント、AIガバナンスをはじめとする、企業を取り巻くリスク・ガバナンス・コンプライアンスをトータルサポートする専門特化型コンサルティングファームである、LUコンサルティング株式会社を運営しております。

経済安全保障推進をはじめとして、先端的・多岐的な取り組みを行うにあたっては、従来のリーガルサービスの枠組みでは不十分であり、「リー



ガルサービスを越えた」サービスの提供が不可欠となるため、コンサルティングファームによるワンストップサービスを実現できるように体制構築しております。

同社では、リスクマネジメントコンサルティングファーム、情報提供機関、システムセキュリティ会社、物理セキュリティコンサルタント、フォレンジック会社などと提携しつつ、弁護士や公認不正検査士、経済安全保障専門コンサルタント等の専門家がメンバーとして参画しております。

不正対応力強化・TTX

不正事案等が発生した際の危機対応において、意思決定、役割・責任、情報共有・連携、対外対応、調査対応、法的対応が失敗するケースは枚挙に暇がありません。

TTXは、机上で行う危機対応シミュレーション訓練であり、リアルな危機シナリオに基づき、対応手順・意思決定プロセス・部門間連携を検証する実践的な手法です。

TTXのポイントは、有事で致命傷を負う前に、課題を洗い出し（平時に安全に失敗すること）、実際の危機で起こる失敗を机上で経験することにより（失敗パターンを体感すること）、失敗から学び、対応力を高めること（有事の成功確率を向上させること）にあります。一言で言えば、「うまくやること」ではなく「しっかり失敗すること」が肝要です。

実際に起こりうる複雑な状況を設定した自社リスクに即したリアルなシナリオをもとに、TTXにおいて、しっかり失敗したことから失敗の根本

原因を掘り下げ、具体的な改善アクションに落とし込むことをご支援しております。

TTXは1回だけ行っても効果は限定的ですので、年1～2回定期実施し、毎回異なる失敗パターンを通じて、前回の改善点を次回に検証していくことが重要となります。

この際、客観的な視点と専門知識の導入、自社組織内の「当たり前」を疑う視点を持って、的確なフィードバックと改善提案を行うことが必要不可欠ですので、外部専門家を活用することが肝要となります。

当事務所では、リスクマネジメントの専門家とも提携のうえ、実践力の高いTTXを実施させていただいております。



名取・大木法律事務所
N & O Partners

名取・大木法律事務所

弁護士数：6名（2026年1月現在）
共同代表パートナー弁護士：大木怜於奈（東京弁護士会）
〒107-6030
東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル30階
TEL：03-3568-3570（代表）

当事務所は、名取勝也弁護士が代表パートナー弁護士であったITN法律事務所名取チーム（旧：名取法律事務所）と、大木怜於奈弁護士が代表であった弁護士法人レオユニテッド銀座法律事務所との統合により、2026年1月設立。
また、当事務所は、経済安全保障推進法務を中心に据え、サイバーセキュリティ、営業秘密管理、人的リスク・人権リスク管理、不正調査、AI法務、各種監査、紛争法務など企業を取り巻くリスクとガバナンスをトータルサポートいたします。

ひふみ総合法律事務所

企業の挑戦と有事の危機対応を 厚くサポートするスペシャリスト集団

官庁勤務経験弁護士らが語る 規制・当局対応の勘所

当事務所には、官公庁で規制当局の立場から企業活動に関わってきた弁護士が多数所属しています。本企画では、4名の官庁勤務経験を有する弁護士らが、座談会形式で規制・当局対応の勘所を語ります。

矢田悠：はじめに自己紹介をお願いします。私は、金融庁・証券取引等監視委員会で金融商品取引法に関する法執行や銀行法に関する制度改正を担当しました。現在は、上場企業の開示規制やインサイダー取引規制、各種の業規制についてアドバイスする機会が多いです。

堤大輔：約5年間にわたり検察官として業務上横領、特殊詐欺等の財産犯、性犯罪事件、暴力事件、

薬物事件など、幅広い分野の捜査・公判を担当しました。現在は、危機管理・不祥事対応、企業刑事事件等を中心に取り組んでいます。

神村泰輝：2023年から2025年にかけて、公正取引委員会審査局において、独占禁止法の法執行やこれに伴うガイドライン策定、訴訟対応等を担当しました。特に法執行に関しては、談合・カルテルをはじめとする多様な違反行為類型について、立入検査をはじめとする行政調査から終局的な行政処分までの業務に最前線で従事してきました。

長濱俊晴：2021年から2023年まで、消費者庁取引対策課において、特定商取引法の法執行等の業務を担当し、同年から2025年まで、同庁表示対策課において、景品表示法の法執行・訴訟対応等の業務に従事していました。

矢田：早速ですが、企業から相談を受ける際に「ここが他の弁護士とは違う」と言える強みを教えて

下さい。

堤：我々に共通する強みとして、捜査当局や行政当局での実務経験を通じ、具体的な調査・捜査手法を熟知している点が挙げられます。例えば、当局が企業にアプローチする際、事前に何も調べていないということは考えにくく、一定の事前調査を経ていることが通常です。当局側が予めどの程度の資料を確認できるものなのか、ひいては、どの程度の確度をもってアプローチしてきているのかについて目途が立てば、争うべき事案なのか否かといった点を含め、対応方針が定めやすくなります。

神村：企業側がきちんと予測可能性をもって有事に対応していくための判断材料を提供する点で、我々の知見が役立つように思います。

矢田：ありがとうございます。ところで、主に手続面についてお話がありましたが、実体面についても、これは官庁毎、取り扱う法令毎に違うかもしれませんが、庁内では、「この規定は立証が難しいからできるだけ使わないでおう」とか、「この規定はこれくらいの悪質性がある場合にだけ適用するんだ」といったことについて一定の共通理解がある場合もあります。あまり使わない規定などは「伝家の宝刀」と呼ばれたり。条文を形式的に読むと規制に抵触するように見える場合でも、そうした一種の相場観に照らして、「この事実関係で(あるいは、この条文で)立件されることはないですよ。」とアドバイスできることもあります。

矢田：ありがとうございます。ところで、今、主に手続面についてお話がありましたが、実体面についても、これは官庁毎、取り扱う法令毎に違うかもしれませんが、庁内では、「この規定は立証が難しいからできるだけ使わないでおう」とか、「この規定はこれくらいの悪質性がある場合にだけ適用するんだ」といったことについて一定の共通理解がある場合もあります。あまり使わない規定などは「伝家の宝刀」と呼ばれたり。条文を形式的に読むと規制に抵触するように見える場合でも、そうした一種の相場観に照らして、「この事実関係で(あるいは、この条文で)立件されることはないですよ。」とアドバイスできることもあります。

法令違反の疑いが発覚した場合の初動対応

矢田：法令違反の疑いが発覚した場合、企業がとるべき対応について、各々の得意分野に照らしてコメントいただけますか。

神村：談合・カルテルに関し独禁法違反が疑われ



矢田 悠 弁護士

る場合、まず検討すべきは課徴金減免制度(リニエンシー)の申請です。今後生じうる損失を最小化するため、迅速な社内調査と課徴金減免制度申請の可否に関する経営判断が不可欠です。

長濱：景表法にも課徴金減額制度があるため、同様の対応が求められます。当局への報告を課徴金対象行為についての調査が開始される前に行う必要があるため、事実関係を適切に把握したうえで、いかに迅速に自主申告を行うかが重要となります。

神村：独禁法のリニエンシーは、「スピード感」が景表法以上にシビアかもしれませんね。当局の調査開始以前に、他社との熾烈なりニエンシー競争が生じます。安易に違反行為がないと判断する、あるいは、申請対応に手間取り他社に後れをとるといった失敗を避けるため、初動から専門家の関与が不可欠です。

矢田：金商法上も、開示書類の虚偽記載などについてリニエンシー制度が設けられています。ただ、制度自体がマイナーなため、こうした制度の利用ができませんよ、ということからアドバイスしています(笑)。



堤 大輔 弁護士

当局から捜査・調査を受ける際の心構え

矢田：当局から捜査や調査を受ける際の留意点としてはどのようなことが挙げられますか。

堤：刑事事件では、捜査機関側に強制捜査権限があり、犯人隠避・証拠隠滅も犯罪になることからすれば、企業は基本的に捜査機関に協力する姿勢を示すことが望ましく、関係者の事情聴取や資料提出についても可能な限り応じることになります。

もちろん、会社として主張すべきことは遠慮せず主張すべきであり、弁護士を通じて意見を述べるほか、事情聴取の場で説明する形で行うことになります。



また、社内に捜査対象者が複数いる場合、当事者間の直接連絡は口裏合わせと見られるおそれがあります。こうした場合、会社代理人である弁護士を通じて連絡や調整を行う体制をとることが望ましいです。

ところで、捜査機関は、しばしば捜査対象となる企業やその内部の役職員を被疑者と見ているのか、それとも単なる参考人なのかを明らかにしないことがあります。令状に違反事実が記載される強制捜査はともかく、任意捜査段階では、そもそもどんな犯罪行為についての調査なのかが明示されないケースもあります。この点が分からないためにリスクの高低が見積もれず、経営層への報告に難儀するといった法務部からの相談を受けることがあります。当局側からの質問内容や資料の要求にメッセージが隠されていることも多いです。こうしたヒントを精度高く読み取り、依頼者に嫌疑の有無や想定される内容についてアドバイスすることも我々の役割の1つです。

長濱：特商法・景表法の調査実務では、多くの場合、当局による立入検査や報告命令が予告なく実施され、企業は十分な準備時間がないまま対応を迫られます。その際、先ほど堤さんからお話があったように、調査には真摯に協力しながらも、当局の問題意識を速やかに把握し、会社として主張すべきことがあれば調査段階から主張していくことが重要です。

特に、特商法・景表法に基づく行政処分では弁明の機会が付与されますが、この段階では消費者庁はすでに違反認定を行っており、処分回避は極めて困難です。



長濱俊晴弁護士

また、弁明書の提出期限は、実務上、特商法の場合は10日、景表法の場合は14日程度と短く、その中で十分な反論を行うのは難しいといえます。そのため、調査段階から主張立証の準備を

進め、早期に適切な対応を取ることが重要です。

今後のトレンド・留意点

矢田：規制・当局対応に関して、今後のトレンド・企業の留意点としてはどのようなものがあるでしょうか。

堤：談合や粉飾決算といった不正は、いつの時代も企業にとって大きなリスクですが、最近は、改めて反社会的勢力に関わる事案やマネーロンダリングへの巻き込まれリスクに気を配る必要があると感じています。近年、いわゆるヤクザ・暴力団の数は減少傾向ですが、その反面、インターネットなどを通じてトクリュウ（匿名・流動型犯罪グループ）の活動が活発化しています。犯罪組織と一般人の見分けがつきにくくなっている中、金融機関だけでなく、一般企業も意図せず資金洗浄の手段の一部に使われてしまうことがあり、取引内容の確認等、疑わしい取引の検知を徹底することが一層大切になってきています。

神村：第1に独占禁止法の執行強化の傾向があります。直近年度には違反企業に再発防止等を命じる排除措置命令の件数が過去10年間で最多となったほか、摘発される企業の規模も大企業からニッチトップな中小企業まで多岐にわたっており、未然予防・有事対応への備えがますます重要になっています。

第2に、取適法(改正下請法)の施行です。規制対象となる事業者・取引が拡大し(従業員基準・特定運送委託の導入)、禁止行為も追加されました(協議等に応じない一方的な代金決定の禁止)。改正内容を踏まえて社内マニュアルを整えるといった取組みは実施されている企業も多いと思いますが、公取委は取引実態を鋭く検査してきます。一歩進んで、取引先の中小受託事業者該当性の棚卸し的なチェックや、義務違反・禁止行為の有無についての全社的な自主点検をお勧めしています。

長濱：消費者法分野においても、近時、積極的な執行が行われています。景表法においては、措置命令の件数自体は減少傾向ではあるものの、2023年10月に施行されたステルスマーケティング告示違反に基づく措置命令が相次いで行われるなど、新しい動きが出てきています。また、特商法にお

いては、2023年9月、消費者庁取引対策課内に「デジタル班」が設置されて以降、通信販売の執行件数が増加しています。今後もこの傾向は続いていくと考えられることから、BtoC企業におかれては、消費者庁の動向をキャッチアップしていくことが大切です。



神村泰輝弁護士

次に、「確約手続」の導入が挙げられます。2024年10月の施行後、次々と確約計画の認定が行われています。確約計画の認定を受けることができれば、措置命令・課徴金納付命令が課されないという効果があることから、調査対象となった事業者においては、確約計画の認定を受けることも選択肢の1つとして、調査に対応することが重要です。

不正行為の予防

矢田：不正行為の予防に向けた取組みをするコンプライアンス部門の皆さんに、アドバイスをお願いします。

堤：まず、自社が関係する規制法令、とりわけ刑事罰が予定されている規制について、条文レベルだけでなく趣旨や実務上の運用も含め十分把握、理解しておくことが不可欠です。その上で、所掌官公庁が公表しているガイドラインや指針、Q&A、事例集などを参照し、自社のビジネスモデルやリスクに即した社内規程・マニュアル・業務フローを設計し、現場の運用に落とし込むことが重要です。さらに、法令や指針の改正・新通達の発出、過去の違反事例の蓄積などを踏まえて、これらの規程等を定期的に見直し、教育や研修を通じてアップデートしていく姿勢が求められます。

長濱：景表法においては、事業者は「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置」を講じる必要があり、これに関して、その適切かつ

有効な実施を図るために必要な指針が定められています。この管理措置指針は、特商法でも参考になる部分があります。このような指針を参考に、自社の役員や従業員に対する法令の周知・啓発、広告審査体制の整備・運用といった不当表示・表示義務違反を防止するための平時の体制を、各企業の実態に合わせていかに充実させるかが肝だだと思います。そして、仮に表示等の審査の過程で判断に迷う事案が生じた際には、速やかに専門的な知見を有する弁護士等の第三者に相談できる仕組みを構築することが必要です。

神村：競争法に関して、公取委は2025年6月に「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイド」を改訂しました。本ガイドは、企業のベストプラクティスに多く言及しており大変参考になります。しかし、重要なのは自社のリスク実態に合わせたカスタマイズです。ガイド通りのフルスペックな体制を形式的に導入するだけでは「絵に描いた餅」になったり、営業活動を過度に萎縮させることになりかねません。自社の実情を踏まえ、どのような打ち手を講じることが実効的なのか、といった点もご相談いただければと思います。

ひふみ総合法律事務所

弁護士数:14名(2025年11月末現在)
所属弁護士:番匠史人(第二東京弁護士会)、矢田 悠(第二東京弁護士会)、小島冬樹(第二東京弁護士会)、高橋可奈(第二東京弁護士会)、川口綾子(東京弁護士会)、松原由佳(東京弁護士会)、堤 大輔(第二東京弁護士会)、神村泰輝(第二東京弁護士会)、長濱俊晴(第一東京弁護士会)、金竜貴(第一東京弁護士会)(出向中)、篠田春樹(第一東京弁護士会)、吉良一真(東京弁護士会)、生井佳代(第一東京弁護士会)、谷口 陸(第二東京弁護士会)
〒102-0083
東京都千代田区麹町4-5-21 VORT紀尾井町8階
URL:https://123-law.jp//

当事務所は、金融・会社法務・危機管理・企業間争訟・事業再生に強みを有する総合型法律事務所です。当事務所の弁護士は、官公庁やメーカー、金融機関等の企業への所属・出向、大手法律事務所での豊富な経験を通じて、それぞれの得意分野を磨いており、各分野に関する十分な専門知識を有しているのはもちろんのこと、依頼者や相手方となる官公庁・企業のモノの考え方、内部の決裁の仕組みなどにも習熟しており、交渉や争訟をより迅速かつ的確に解決に導くことができると自負しています。また、近時はこうした知見をより活用し、ルールメイキング分野にも注力しています。

お問い合わせ先
TEL:03-6261-3170
Mail:info@123-law.jp

AI-EI法律事務所

企業紛争・企業トラブル解決のブティックファーム

企業紛争・企業トラブル解決のブティックファーム

AI-EI法律事務所は、2019年に代表の森倫洋弁護士を中心とする大手法律事務所出身者らによって設立された、企業紛争・企業トラブル解決に専門性を有するブティックファームです。

当事務所は、国内外の企業紛争（B to B、B to Cの紛争）の解決（訴訟対応・ADR）に専門性を有するほか、不祥事対応・人事労務問題・渉外案件などを含め、企業が抱えるトラブルの対応について幅広い知見と経験を有しています。

事務所名であるAI-EI（アイエイ）は、人工知能（AI）のような効率性に加えて、人間の感情的な側面（EI）も重視して業務に取り組み、依頼者を含む関係者との“相互協栄”（相栄）を目指すという創業の想いを表しています。

当事務所には、元裁判官であり大手事務所出身者でもある代表弁護士をはじめ、複数の裁判官、行政官、法学者、日本の大手総合商社や金融機関の法務部、ベンチャー企業のバックオフィス部門、外資系企業のインハウスロイヤー等を経験した弁護士が在籍しており、裁判での見通しも踏まえつつ、企業のニーズに即した案件処理を行っています。

また、留学経験や海外の法律事務所での駐在経験のある弁護士、アメリカの法曹資格（NY州・CA州）やイギリス・シンガポールの仲裁人・調停人資格を保有している弁護士が多数おり、国際的な案件にも対応しています。

企業のニーズに応じた対応を心がけること

当事務所では、企業紛争・企業トラブルの解決

に当たり、目先の問題や当事者の述べる主張の成否・当否にとらわれることなく、まずは紛争の実態を考察し、クライアントにとって望ましい解決・出口戦略を探ることを心がけています。

具体的には、関係資料を分析して、客観的にクライアントの置かれた状況を過去の経験も踏まえて考察しつつ、その状況下でのあり得る解決策を様々な法的構成を駆使して可能な限り複数提示し、クライアントと協議し、最善の解決策を探るということを心がけています。

その上で、ゴールを見据えて、紛争・トラブル解決の道筋を選択し、紛争相手方等の主張への目先の反論にとらわれることなく、大きな枠組み・ストーリーの観点から、主張、立証、その他の対応を進めるということを心がけています。

また、ゴールに向かっていく過程では、必要に応じて関係証拠を緻密に精査し、関係法令や判例について徹底したリサーチを行うほか、事案に応じてマスコミ対応その他対外的レピュテーションの維持のための対応等についても助言・サポートを行います。さらに、クライアントの意思決定の上で必要なサポート（例えば、社内の意思決定において必要なメモの作成や、外資系企業であれば外国語での説明や外国法との比較・相違点の解説等）も行っています。

最善のリーガルサービス提供のための環境整備

最善のリーガルサービスの提供のために、内部での検討・議論を徹底して行い、戦略・主張枠組みの構成・必要な主張や証拠の補充など、クライアントとも協議して入念な準備を行います。

そのために必要なリサーチツールやナレッジシェアのためのインフラも整備され、書籍等も事務所

規模に比して充実しています。また、OJTのほかにも、Off-JTとして、若手弁護士の研修、大学教員や元裁判官の顧問弁護士などによるプラクティス向上に向けた勉強会を実施したり、書籍や法律記事の執筆に携わる機会を用意して

いるほか、語学研修のサポート、海外大学院への派遣などもしています。

また、数年、時に10年を超える期間を要することもある訴訟対応は、継続的に安定して質の高いサービスを提供することが重要であり、弁護士やスタッフが業務と家庭生活・社会生活を両立し、安心して働ける環境を整えることは不可欠と考えています。

そのため、当事務所ではリモートワークが可能な在宅勤務の制度を導入しているほか、子育て世代の方に時短勤務など柔軟な勤務体系も可能とし、更にベビーシッターや家事代行サービス、タクシーを利用する場合の補助、家族利用のできるリゾート会員権等の福利厚生の実施など、働きやすい環境整備に努めています。

社会の一員として

当事務所では、予備試験合格者・ロースクール生のインターンのほか、京都大学や一橋大学の法科大学院からの単位認定制エクスターンシップの受入れ、各大学での講義、講演を実施しています。そのほか、当事務所に所属する弁護士の約半数が、大学での非常勤講師等の教職を経験しており、法教育を通じた「恩送り」にも力を入れています。

また、LGBTとアライのための法律家ネットワーク（LGBTQの方々をサポートする法律家の団体）、日本スポーツ振興センター、フリーランス・トラブル110番といった団体などでのプロボノ活動や、弁護士会での活動も推奨・応援しています。



（後列左から）面山 結、竹腰幸綱、伊藤隆大、中村圭佑、鹿野晃司、岸川 修
（前列左から）江上明子、松井博昭、森 倫洋、鯉淵 健、植木麻里

開設10周年を目指して

当事務所は本年度で開設7周年を迎えますが、これもひとえにクライアントの皆様や関係者各位のご支援の賜物であり、皆様のご厚情に深く感謝申し上げます。今後、開設10周年に向けて、「相栄」の精神で皆様と共に栄えていけるよう一層の研鑽を図り、邁進して参ります。

今後とも、企業関係の紛争・トラブルでお困りのことがあれば、ぜひ、お気軽にご連絡いただければ幸いです。



AI-EI法律事務所

弁護士数：23名（2025年11月末現在）
代表弁護士：森 倫洋（第一東京弁護士会）
〒100-0011
東京都千代田区内幸町1-3-2 内幸町東急ビル9階
TEL：03-6205-8444（代表）
URL：<https://www.aieilaw.co.jp/>

AI-EI（「アイエイ」）法律事務所は、代表の森倫洋弁護士を中心とする大手法律事務所出身者らによって設立された、企業紛争・企業トラブル解決のためのブティックファームです。現在、裁判所、行政庁、研究機関、大手総合商社、金融機関、ベンチャー企業、外資系企業等での執務経験のある弁護士23名が所属しており、多種多様な経験を活かし、クライアントへのサービス提供に全力を尽くしています。

かきつばた

杜若経営法律事務所

人手不足時代の「人の問題」に 経営と労務の両面から向き合う

50年超の経営労務の蓄積を引き継ぎ、
労務DDまで対応

——本日は杜若経営法律事務所の岡正俊弁護士にお話を伺います。まず、事務所の成り立ちについて教えてください。

当事務所は平成6年に前所長である狩野祐光弁護士（現・顧問）が設立してから30年を超えます。狩野は昭和40年代から一貫して使用者側の労働事件に携わってきましたので、事務所としては50年以上の歴史を有しています。

現在は中国の弁護士資格を持つ1名を含む18名体制で、20～30代の若手弁護士が多く所属しています。使用者側の労働事件に強い関心を持つ司法修習生やロースクール生から応募をいただくことも多く、毎年2名程度の採用を続けています。——取扱分野についてはいかがでしょうか。

当事務所は、発足以来、使用者側の労働事件を専門に扱ってきました。ハラスメント、未払い残業代、問題社員対応、解雇・退職勧奨といった典型的な案件はもちろん、企業の「人の問題」を総合的にサポートする体制を整えています。



岡 正俊弁護士

近年では、従来の紛争対応に加え、M&Aにおける労務デューデリジェンスの比重が高まっています。労働事件の現場を数多く見てきた経験から、どこにリスクが潜んでいるか、どこがコンプライアンス上の「危な

いポイント」かを具体的に把握できる点が強みとなっています。中堅企業のM&Aや中国企業の日本進出における労務面の検討でも、こうした知見を評価いただくことが増えています。

人手不足・転勤拒否・問題社員
——法と現場のギャップにどう向き合うか

——近年、企業を取り巻く労働問題は大きく変化しているように感じます。

本当にそのとおりで、人手不足や採用難は常態化し、フリーランス新法や下請法改正など制度面の動きも目まぐるしく続いています。一方で、現場で顕在化しているのは、依然としてハラスメント対応や問題社員対応です。

人手不足のなか、以前なら採用しなかったような人材を受け入れざるを得ず、その後のミスマッチに頭を抱える企業は少なくありません。試用期間中、あるいは正社員登用後の段階での適格性に関する相談も増えています。

——とくに転勤をめぐる問題はどうか。

近年、転勤命令への拒否や介護を理由とした勤務地固定の要望が増加しています。「命じられたら転勤するのが当たり前」という考え方は、すでに現実と乖離している場面が多くなりました。

事情を十分に聞かずに命令を押し通してしまうと、裁判になった際の印象も悪くなりますし、現場の納得も得られません。同時に、残ってほしい社員が離職し、問題行動が疑われる社員が組織に残ってしまうアンバランスも生じやすくなります。——貴所が大切にされている姿勢は何でしょうか。

当事務所が重視しているのは、法的な正しさと経営の現実の間に橋を架けることです。解雇を前提とするのではなく、記録の整備や改善指導を丁寧に積み重ねながら、労使双方が一定程度納得で

きる着地点を探る姿勢を大切にしています。

仕事の進捗や勤務状況を丁寧に把握し、本人にも現実を理解していただく過程を経ることで、結果として自身に合った職場を選択されるケースも少なくありません。家庭状況や家計、周囲の従業員の感情といった背景事情まで含め、「法律だけでなく、人を見て判断する」姿勢を徹底しています。

今後も働き方の方向性は模索が続きます。労働基準法改正の議論や、労使コミュニケーションの在り方を制度面・運用面の両面から検討する必要性は一層高まっていくと考えています。

「人を大事にする」事務所文化と、
若手・クランクへの投資

——所内の働き方改革にも積極的に取り組んでこられたと伺っています。

人事労務の専門事務所として、まず自らの働き方を整えることが重要だと考えています。当事務所ではタイムカードによる勤怠管理を行い、夜10時以降の執務はパートナー弁護士の許可制としています。土日祝日の業務も同様で、担当事件を共有しながら業務量の偏りが出ないように調整しています。有給休暇や夏休みもきちんと取得することを原則とし、メリハリのある働き方を推奨しています。

オフィスはフリーアドレス制で、先輩・後輩を問わず相談しやすい環境づくりに力を入れています。弁護士1～2年目は業務を身につけてもらうために出社を基本とし、その後は在宅勤務も併用できる体制としています。また、複数のパートナー弁護士や先輩弁護士と業務を行うため、多様な仕事の進め方を学ぶことができます。

リーガルテックや生成AIも積極的に取り入れ、便利な技術は柔軟に使いながら、効率的な業務の



（左から）細井 萌弁護士、佐藤浩樹弁護士、中村景子弁護士、平野 剛弁護士、釋 英導弁護士、細谷 謙弁護士、渡邊三紗弁護士

実施に取り組みつ、最終判断と責任は弁護士が負うという線引きを徹底しています。

——若手育成やクランク制度はいかがでしょう。

ロースクール生向けのクランク制度では、実際に弁護士役になって模擬法律相談を行うプログラムなど、実務に近い経験を提供できるよう工夫をしています。他の事務所でのクランクも経験した学生から「最も実務のイメージが湧いた」という声をいただくことも多いです。

また、YouTubeの「かきつばたチャンネル」、月1回のニュースレター、書籍執筆やセミナーなど多方面で情報発信を行っており、若手の弁護士が積極的にセミナーを実施する機会も設けています。

世代交代も進んでおり、現在は70期台の弁護士が中核を担い始めています。創立以来の「人を大事にする事務所でありたい」という理念を受け継ぎつつ、人手不足・価値観の多様化・テクノロジーの進化といった大きな変化の中でも、企業の人事労務を支えるパートナーであり続けたいと考えています。

杜若経営法律事務所

弁護士数：18名、外国人弁護士1名(2025年11月末現在)
代表弁護士：岡 正俊（第一東京弁護士会）
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町3丁目20番地
第2龍名館ビル8階
TEL: 03-6275-0691
FAX: 03-6275-0692
URL: <https://www.labor-management.net/office/>

加藤&パートナーズ法律事務所

「クライアントの利益を最大限実現する」
共通の志を持ったプロ集団が、時代に適合した
高品質なリーガルサービスを提供します

会社・コーポレートガバナンス

当事務所は、主に企業法務に係る多種多様なご相談を承っており、会社法関係争訟・コーポレートガバナンス、M&A・組織再編、事業承継・少数株主対策、監査役等支援、知的財産・情報、相続分野を重点分野として注力しております。

特に、会社法関係争訟(訴訟・非訟・仮処分等)について多くの経験を蓄積しております。そしてこれらの経験と総合的知見に基づき、的確かつ最善の紛争対応と、紛争となった場合のリスクまで見通した真に効果的な予防法務・戦略法務をご提供致します。

たとえば、①経営権を巡る紛争や、少数株主による株主権行使を伴う紛争対応は当事務所が得意とするところであり、これら会社内部紛争のリスクを指摘し、適切な議決権確保・株主対策や株主総会運営の助言等を行います。②会社役員の責任に関する多くの訴訟経験に基づき、取締役会運営の助言、法律意見書等の作成、株主代表訴訟対応の助言等を行います。③企業不祥事については予防を重視し、コンプライアンス体制・リスク管理体制等の内部統制システムの整備・改善の法的支援・助言を行い、不祥事発生時の調査・責任追及等の対応も行います。④有価証券報告書虚偽記載等、金融商品取引法上の開示書類の不実開示による損害賠償請求訴訟の経験を活かし、争訟案件のご依頼を承るだけでなく、予防法務の観点からもアドバイスを致します。

また、当事務所では日本を代表する商法学者のお一人である近藤光男神戸大学名誉教授を顧問としてお迎えするほか、研究会等を通じた会社法研究者との交流も行っており、裁判例が集積されて

いない新たな分野の紛争に対しても、学術的理論もふまえた解決策を提示できる体制を整えています。

基本理念と業務体制

(1)基本理念

いかなる弁護士であっても、結果を出せる案件、逆に結果を出せない案件が多くあることは事実です。しかし、依頼した弁護士によって結果が左右される案件は少なくありません。

当事務所では、すべての弁護士が「クライアントの利益を最大限実現する」との基本理念を共有し、ご依頼をいただいた皆様に「加藤&パートナーズの弁護士」に相談して良かったと思っていただけるよう、いかなる案件であっても創意工夫しチャレンジ精神をもって最善を尽くします。

また、弁護士によっては、依頼者の相談を表層的に捉え、すぐに否定的な回答をするという傾向があります。当事務所では、依頼者のニーズを深層的に捉え、解決策を多面的に模索し、少なくとも次善の策を提案することを試みます。

これらのために、次の3つの指針を定め、実践しています。

強い責任感

法律のプロであり、クライアントの利益を背負っているという強い責任感と、困難な案件であっても最後まで諦めない心をもって業務に取り組みます。

仕事の質へのこだわり

文献調査・判例研究・研究会への参加等を通じて常に自己研鑽を積み、事案の対応にあたっては労を惜しむことなく結果の質にこだわりをもちます。

信頼関係の構築

これらの心構えに裏付けられたコミュニケーションを重視し、クライアントの皆様に信頼をおいていただけるよう努めます。

こうした姿勢を評価いただけたことで、ご依頼

をいただく機会が増え、現在は関西圏以外からのご依頼も増えています。

(2)業務体制

高品質なリーガルサービスを提供するために、当事務所では以下の体制で業務に勤しんでいます。

ノウハウの共有

比較的少人数事務所であることを強みととらえ、所内においてノウハウや知識を共有することにより、戦力の強化を図っています。

複数弁護士での受任

事案に応じて複数の弁護士でチームを組むことにより、多角的視点から案件を検討し、的確な処理を行います。

他士業等専門家との交流

各専門家と連携してワンストップ的に対応できる体制を構築することにより、複雑で多面的な案件でも的確に対応致します。

最新ツールの導入

文献および判例のデータベースを充実させ、汎用AIやリーガルテックを導入することで業務を効率化し、サービス品質の向上を図っています。

専門家向け書籍の執筆

当事務所は弁護士等専門家向け書籍の執筆を多数行っており、そのご依頼をいただけること自体が、当事務所の専門性を高くご評価いただいているものと考えております。

経営判断原則、取締役の監視義務、株主総会決議取消訴訟、相続、事業承継、M&A、株主対策、取締役の辞任・解任等をテーマとした執筆では、膨大な裁判例・文献を検討・議論することで専門性に磨きをかけています。

研究会の開催

当事務所では各種研究会を開催しております。「企業法務研究会」では企業法務担当者にもご参加いただきたい、時勢に応じた企業法務に関わる課題について、議論・検討を行っています。また、「監査法務研究会」では、監査役・監査等委員・弁護士・公認会計士・研究者が参加し、理論と実務を架橋して監査に携わる方々を支援しています。

さらに、「相続・事業承継・M&A研究会」では相互にノウハウを習得・向上することを目的として、他士業との交流および研究発表を行っており、

「AI×会社法研究会」では、AIが会社法実務において与える影響やAIの活用により生じうる法律問題を弁護士・研究者等が整理し検討しています。

当事務所の弁護士は、これら複数の研究会での他士業・実務家・研究者らとの議論や交流を通じて、各分野の法律課題に対する知識や解決策についてアップデートを行っています。

結び

当事務所は、法改正はもちろん、技術革新がもたらす社会情勢の変化等から生じる新たな法律的課題にも対応し、例え未知の分野であっても、鍛えた事実認定・法解釈の力を駆使して、クライアントの利益の最大化のために尽力致します。



加藤 & パートナーズ法律事務所
弁護士数:9名(2025年11月末現在)
代表弁護士:加藤真朗(大阪弁護士会)
〒530-0047
大阪府大阪市北区西天満4丁目8番17号
宇治電ビルディング11階
TEL:06-6312-6001
URL:https://www.kp-lo.jp/
Mail:info@kp-lo.jp



法改正情報、解説コラムの紹介、事務所の最新ニュース等を、X、Facebookにてお届けしております



弁護士法人Global HR Strategy・GHR法律事務所

外国人雇用に関する法務・労務を中心業務とする ビジネス・イミグレーション・ローファーム

外国人雇用と法的リスク

私たち弁護士法人Global HR Strategyは、企業法務としてはあまり馴染みのない外国人雇用に関する法務・労務を中心業務としております。

2024年10月時点において、労働施策総合推進法28条1項に基づく「外国人雇用状況の届出」の対象となる外国人労働者数は約230万人となりました。これは、2007年に届出が義務化されて以降、最高値となっています。

このように外国人雇用が増加し、職場での多様性が高まることは、組織の競争力を高めることにつながると思います。

他方で、外国人雇用は「出入国管理及び難民認定法」(入管法)や「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)という、企業法務ではあまり取り扱われてこなかった出入国管理関係法令のコンプライアンスが大きな課題となります。

そして、出入国管理関係法令に関するコンプライアンスは、入管法違反に基づく刑事処分と許認可の欠格事由、技能実習法に基づく行政処分等、事業活動の継続に大きな影響を生じさせる課題も多く存在します。

私たち、弁護士法人Global HR Strategyでは、従来、企業法務分野では重点的に取り扱われることが少なかった出入国管理関係法令に関するコンプライアンスを中心業務として、業務を通じて適正な外国人雇用の推進に貢献したいと考えています。

弁護士法人の成り立ち

弁護士法人Global HR Strategyは2020年12月

に設立された、新しい法人です。

弁護士法人Global HR Strategyおよび同法人が設置するGHR法律事務所に所属する弁護士は5名で、在外経験や外国にルーツのある弁護士が集まり、外国人雇用分野というこれまで企業法務では取り扱われることが少なかった分野において、従来の企業法務の高度な水準でのプロフェッショナル・サービスを提供することを目的に、2020年12月に弁護士法人を設立し、2021年6月に東京都港区赤坂に事務所を開設しました。

所属する弁護士はそれぞれ、外国人雇用に関する実務経験のみではなく、送出国であるベトナムやカンボジアへの長期赴任経験や、外国人雇用において登場頻度の高い公益法人について内閣府公益認定等委員会事務局にて審査業務に従事した経験、異なる文化への理解等、外国人雇用分野を理解するために必要な研鑽を積んできました。

また、大手法律事務所での執務経験がある弁護士が複数在籍することで、M&A等のコーポレート・トランザクションに付随する外国人雇用についてのデューデリジェンスの実施や、トランザクション実行時に付随する入管法上の手続を行う等、企業法務の実務感覚を前提として外国人雇用分野の法務・労務でのサービス提供が可能となっています。

取扱業務

弁護士法人Global HR Strategyは、「外国人雇用の全ての法定手続の専門家」であることを目標にしております。

そのため、外国人雇用の起点となる在留資格に関する在留諸申請についても、弁護士が受任し、出入国在留管理局への取次業務を行っています。

また、労働施策総合推進法28条1項に基づく外国人雇用状況の届出や、帰国時の年金保険に関する脱退一時金の請求、同手続に関する源泉徴収税の還付等、外国人雇用特有の法的手続についても業務として対応しております。

外国人雇用に関連するものとして、その他に、外国人雇用に関する法人の設立(例：事業協同組合の設立等)、外国人雇用に関する許認可の取得(例：有料職業紹介業の許可、監理団体の許可、登録支援機関としての登録等)や、不法就労助長罪等の入管法違反事件と許認可の欠格事由に関する刑事手続対応、行政手続対応等、外国人雇用における使用者側の手続のみならず、外国人雇用を支援する事業者側の手続についても対応しております。

このような、在留諸申請や許認可の得失を弁護士法人自らワンストップで行うことで、在留諸申請や許認可に対して理解を深めることができることで、外国人を雇用するクライアントや外国人雇用を支援するクライアントの皆様と実務感覚や現場感を共有して執務することが可能となっており、これが弊法人の強みであると考えております。

実績と展望

弁護士法人Global HR Strategyは設立して5年の大変若い法人ですが、上場企業を含む多くの法人について、継続的な業務を提供しており、日常的な外国人雇用に関する業務を提供しております。

また、在外子会社を含めた人の国際移動スキームの設計実行等の戦略レベルでの実務経験や、マスコミで報道される大規模事件における代理人や弁護人を務める等、有事の危機対応レベルでの経験も積んでおります。

新たな取組みとしては、2023年より顧問先にCompliance as a Service (CaaS) モデルのデジタルツール「外国人雇用の法務部クラウド」(情報提供ポータルサイト)を無償で提供しており、現在利用者数は1000名を超え、「外国人雇用の学校クラウド」(e-Learning システム)や「AI杉田くん」(AI搭載型の自動回答ツール)とあわせて、多くの企業や個人、政府機関やメディアなどの様々な団体で活用いただいています。そして、今後はさ



代表弁護士:杉田昌平(東京弁護士会)

らに多くの方にご利用いただけるよう、パブリックセクターへの無償提供や月額プランの導入も予定しております。

私たちは、今後も外国人雇用分野に注力し、法令遵守を第一に、働く人にも雇用する人にとっても望ましい就労場所を増やしたいと考えています。そして、その先にある、日本が多様性に満ちた社会になることに貢献したいと考えています。

Global HR Strategy

弁護士法人Global HR Strategy (東京弁護士会)
GHR法律事務所
弁護士数:5名(2025年11月末現在)
代表弁護士:杉田昌平(東京弁護士会)
〒107-6032
東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル32階
TEL:03-6441-2996
URL:https://www.ghrs.law/about



在外経験を有する弁護士や外国にルーツのある弁護士が、外国人雇用分野というこれまで企業法務では取り扱われることが少なかった分野において、企業法務で求められる高度な水準でのプロフェッショナル・サービスを提供することを目的に、2020年12月に設立された弁護士法人であり、2021年6月に東京都港区赤坂に事務所を開設。2024年6月に現在の所在地であるアーク森ビルに移転。

お問い合わせ先
URL: https://www.ghrs.law/contact

創・佐藤法律事務所

私たちは、抽象的な法律論に満足するのではなく、
企業の高い成長を支援し続ける
プロフェッショナルファームです。

当事務所のHistory

当事務所は2015年にパートナー弁護士の斎藤創によって「新しい時代の金融と法を切り拓きたい」との想いをもって設立され、2019年には「創・佐藤法律事務所」と改称し、ビジネス・金融・テクノロジーが融合する時代において、常に一步先を見据えたリーガルサービスの提供を志してまいりました。現在、IT、サービス業など多様な業界の上場企業をはじめ、PEファンド(プライベート・エクイティ・ファンド)やVC(ベンチャー・キャピタル)といった投資家の皆様、IPOを目指すスタートアップ企業などをクライアントとして、M&A、ベンチャー投資、新規事業支援、IPO支援、ジェネラル・コーポレート等の幅広い分野において法的助言を提供しています。

2025年、当事務所は設立10周年という節目の年を迎えました。これまでご支援くださったクライアントの皆様、共に歩んでくださった多くの関係者の皆様への感謝の意を込め、9月には記念イベントを開催し、多くの方にご参加いただきました。



また、本年より国際的なリーガルネットワークである World Tech Legal および International Practice Group に加盟し、海外企業やクロスボーダー案件への対応力を一層強化いたしました。今後も国際的な視座を持ち、国内外のクライアントに対し高水準のリーガルサービスを提供してまいります。

現在は、港区赤坂と千代田区丸の内にオフィスを構え、赤坂オフィスではフィンテックやブロックチェーン等の先端領域に関する法務を、丸の内オフィスではM&A、ファイナンス、ファンド関連業務を中心としたサービスを展開しております。

当事務所のMission・Vision・Value

当事務所の使命は、クライアントの意思決定プロセスを最も深く理解し、その目的に真に資する最適なリーガルサービスを提供することにあります。私たちは、単に法的リスクを指摘するに留まらず、事業戦略を共有し、実行に寄り添う“実務的パートナー”であることを重視しております。

パートナー弁護士の佐藤有紀は次のように述べています。

「法的リスクを示すだけでは、真のアドバイザーとは言えません。例えばM&A後の労働条件1つを取っても、事業計画や組織構造への理解がなければ、契約内容と実態との乖離に気づくことはできません。事業計画への深い理解と協働こそが、クライアントの成果に貢献するアドバイザーの本質であると考えています。」



当事務所のクライアントワークの傾向

日本のM&A市場はなお拡大を続けております。当事務所でも、PEファンドや事業会社の買収側・売却側双方を代理する案件が増加しており、FA(フィナンシャル・アドバイザー)やM&A仲介会社、会計事務所などの専門家と連携しながら、TOB案件やM&Aファイナンスを伴う案件など、複雑かつ多面的なディールに取り組んでおります。

また、CVC(コーポレート・ベンチャー・キャピタル)の組成や事業会社による資本業務提携案件も顕著に増加しており、企業の新規事業戦略や資本政策に即したスキーム設計を支援することができるよう、法務と経営戦略を両輪とする支援体制を整えております。

近年の傾向への対応

生成AIをはじめとする先端技術を活用した新規事業の立ち上げ支援を行うスタートアップや大手企業のご相談が近年増加しております。また、労働人口減少を見据えたHRテックやDX(デジタル・トランスフォーメーション)関連のM&A案件にも多く携わっております。

当事務所では、各領域の最新法規制や市場動向をふまえたリーガルアプローチを重視し、所内における勉強会・情報共有を通じて、常に迅速かつ精緻なサービス提供を行う体制を維持しています。

当事務所の世界的な評価

パートナー弁護士の斎藤創は、Chambers Asia Pacificにおいて日本のFinTech分野の弁護士として、またBest Lawyers rankings 2025において銀行法・金融法・金融機関規制法およびFinTech分野の弁護士として選出されております。パートナー弁護士の佐藤有紀も同ランキングにてCorporate and M&A Law分野において選出されました。さらに、当事務所はLegal 500においてFinTechおよびInvestment Funds分野のLeading Firmとして評価を受けております。

10周年を迎えた本年、志を同じくする新たな仲間が加わり、当事務所の専門性と組織力は一層の進化を遂げております。これからも、創業以来の理念である“クライアントとともに成長する法律事務所”として、次の10年を見据え、より高い価値の創出に努めてまいります。

創・佐藤法律事務所

弁護士数: 弁護士15名、外国弁護士2名
(2025年11月末現在)
代表弁護士: 佐藤有紀(丸の内オフィス)(第一東京弁護士会)
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階937区
TEL: 03-6275-6080
URL: plc@innovationlaw.jp

当事務所は、渉外・大手法律事務所出身の弁護士が立ち上げたブティックファームです。ファンド・上場企業・中堅企業によるM&A、新規事業開発に関するリーガルサービスの提供、またベンチャー企業・スタートアップ支援を主として行っています。

のぞみ総合法律事務所

「専門性×総合力」で迅速かつ柔軟に対応

～当局や企業の現場の目線を踏まえた活きたリーガルサービスで、
“Best for Clients”を目指す～

のぞみ総合法律事務所の概要

のぞみ総合法律事務所は、1995年に設立され、55名の弁護士が在籍する都内の法律事務所です。

当事務所は、依頼者の「のぞみ」を叶え、依頼者に笑顔で帰っていただくことを常に目指しています。そのために、「高い専門性」、「迅速かつ柔軟な解決力」、「依頼者に寄り添う協調力」及び「明るく前を向く推進力」を理念として掲げて、日々業務に取り組んでいます。

当事務所では、企業法務全般を取り扱っており、業務分野は、コーポレート・M&A、コンプライアンス・危機管理、独占禁止法・競争法、金融、名誉毀損対応、労働法、消費者法、行政事件、刑事弁護、エンターテインメント・スポーツ、スタートアップ支援、国際法務等、多岐にわたります。また、当事務所のクライアントも、上場企業から、中小企業、スタートアップまで多種多様です。

多様な経験をふまえた専門力に強み

(1) 行政当局への出向経験等を踏まえた高い専門性

当事務所の強みの1つは、行政当局への出向経験者等を多数擁していることです。当事務所には、検察庁、日本銀行、金融庁、財務局、証券取引等監視委員会、公正取引委員会、消費者庁、個人情報保護委員会、地方公共団体等の行政当局への出向経験、いわば最前線での執務経験を有する弁護士が多数所属しています。

当事務所では、そうした豊富な経験をもとに、各分野において、机上のものにとどまらない活きた専門性を常に追求しており、当局対応・規制対応等の分野において、当局実務をふまえた迅速かつ

有機的な法的サービスを提供しています。

(2) インハウス・社外役員経験を踏まえた助言、企業派遣によるサポート等

当事務所には、インハウス(社内弁護士)や社外役員の経験を有する弁護士も多く在籍しています。そこでの経験を踏まえ、VUCAと呼ばれる変化の激しい環境下での企業活動において、企業価値の毀損防止だけでなく企業価値の向上にも貢献すべく、現場の実務や目線に即した法的助言を心がけています。

また、弁護士の企業内法務等への出向や、法務・コンプライアンス業務のアウトソーシング対応も積極的に行っており、まさにクライアント企業の一員として、それぞれのニーズに即したサポートを行っています。

コンプライアンスを支える危機管理・内部通報対応と実践的な社内研修に強み

(1) 危機管理・内部通報対応

当事務所では、行政当局等での執務経験や豊富なメディア対応の経験等を有する弁護士を中心に、大規模な会計不正や談合事件の調査から、企業犯罪や贈収賄事件の弁護、不祥事発生時のメディア対応、SNS上での名誉毀損・誹謗中傷対応まで、危機管理案件を幅広く取り扱っています。

また、当事務所は、各種企業のホットライン・ヘルプライン等、内部通報の社外受付窓口を担当し、内部通報の受付・調査等を行うほか、通報対応部門との定例会議を開催するなどして、具体的通報案件における調査方針や事実認定・是正措置等の対応を助言するなどの伴走型支援も行っています。

(2) 実践的な社内研修

当事務所では、社内研修を通じた役員・管理職・

従業員それぞれのコンプライアンス・センスの醸成も重視しています。社内研修では、クライアントごとに、経営陣の意識や現場に即した事例・説明を採り入れたり、模擬記者会見を設けたりするなど、研修内容を作り込み、聴講者が自分事として捉える研修となるよう、取り組んでいます。

国際法務における総合的なサポート

当事務所は、日常的な英文契約書のレビューや外国企業の日本拠点のサポートのほか、グローバルガバナンス体制の構築、日本企業の海外子会社での不正・不祥事調査、米国等の海外当局による調査・捜査対応、日本企業によるクロスボーダーM&A等の大規模プロジェクトの支援、国際調停や国際仲裁等の国際紛争対応など、国際法務に関する総合的なサポートを行っています。当事務所の国際法務プラクティスは、2018年の米国ロサンゼルスオフィスの開設、2022年のスイス法資格を有する外国法事務弁護士の加入、2024年の中国法資格を有する外国法弁護士(外国法事務弁護士未登録)の加入等体制の拡充を続けています。

また、当事務所は世界各地に豊富なネットワークを有しており、現地の弁護士のアドバイスが必要な場合には、案件ごとに専門性、報酬等を考慮して、クライアントにより最適な連携体制を組むことができます。

異なる専門性が交差する複雑な案件にも総合的に対応

当事務所は、硬直的な部門制を敷いておらず、案件ごとにベストなメンバーを組成しており、異なる複数の専門性が交差する案件についても、必要十分なメンバーによる総合力で、ワンストップでの迅速かつ柔軟な解決に努めています。

たとえば、当事務所ではスタートアップ企業の支援にも力を入れています。スタートアップ法務においては、法規制に関するリサーチ、規制当局との折衝、M&AやIPO・資金調達、海外進出などの「攻め」の法務から、社内体制構築、社内規程整備、契約書作成、株主総会等の機関業務、労務対応、危機管理などの予防的法務、さらには紛争・訴訟対応といった「守り」の対応まで、幅広い



分野の経験、見識が要求されます。

当事務所では、各分野に専門性を有する弁護士が柔軟にチームを組み、その総合力でワンストップ対応を行うことにより、総合的・有機的なサービスを提供しています。今後も、こうした当事務所の特長を活かしながら、“Best for Clients”を目指し、クライアントの皆様へ寄り添い、共に成長しながら、歩を進めていける存在でありたいと考えています。



のぞみ総合法律事務所

弁護士数:55名(外国法事務弁護士1名および出向により登録抹消中の弁護士を含む。)(2025年11月末現在)
代表弁護士:矢田次男(第一東京弁護士会)
〒102-0093
東京都千代田区平河町2丁目16番1号
平河町森タワー11階・12階(受付)
TEL:03-3265-3851(代表番号)
URL:<https://www.nozomisogo.gr.jp/>

のぞみ総合法律事務所は、東京都千代田区及び米国ロサンゼルスにオフィスをもつ、企業法務全般を取り扱う総合法律事務所です。「依頼者の「のぞみ」を叶える専門家集団」として、「高い専門性」「迅速かつ柔軟な解決力」「依頼者に寄り添う協調力」「明るく前を向く推進力」からなる「のぞみの理念」を胸に、質の高いリーガルサービスの提供を追求しています。当事務所へのお問い合わせは、当事務所ウェブサイトのお問い合わせフォームまでご連絡ください。案件や法律相談のご依頼のほか、セミナー・社内研修の講師依頼や当事務所ニュースレターに関するお問い合わせも受け付けています。

お問い合わせ先
URL:<https://www.nozomisogo.gr.jp/contact>

弁護士法人樋口国際法律事務所

国際案件も得意とする幅広い対応力 信頼関係を重視した真のパートナー

日常的コミュニケーションを通じた
「かかりつけ」弁護士として
紛争を予防し解決する

今、ご利用の弁護士には気軽にご相談ができていますか？ 顧問契約をして固定費を支払っていても相談をするには気を遣うという話をよく耳にします。

顧問料は有事のための保険料ではなく、日常的なサービスへの対価です。有事の対応はもちろんですが、ビジネスの構想段階や不穏な空気を感じた時点から気軽なコミュニケーションを取ること、予めリスクの想定やヘッジができ、トラブルを予防することができます。

当事務所はクライアントの真のパートナーとして寄り添い、どんなときも、どんなことも、忖度なくご相談いただける存在でありたいと考えます。

経営者は孤独です。特に一人で判断しなければならぬ中小企業の経営者は尚更です。そんな皆様の信頼できる話し相手でありたいと思います。また、大企業にも「日常使い」しやすいとご好評をいただいております。案件に応じて大手事務所と併用いただくことも多くございます。

中小・ベンチャー企業の国際ビジネスを
支援し日本経済に活力を

当事務所のサービス分野は多岐にわたりますが、国際ビジネスのサポートをひとつの柱としています。英文による各契約の作成や交渉、外国企業とのM&Aや紛争対応、外国拠点の設立などにつき、ワンストップでサポートしています。ニューヨーク州の資格も有する代表弁護士は米国での勤務経験もあり、国際法曹団体での活動等も通じた独自の国際的なネットワークを築いております。対応

エリアは広く、北州、欧州、アジアの主要国に信頼できるローカルパートナーがおり、案件に応じた協働が可能です。

特に注力しているのが中小・ベンチャー企業の支援です。国内需要が縮小傾向にある日本において、技術ある中小・ベンチャー企業が存続、発展していく鍵は海外展開にあるといえますが、大規模又は外資系の事務所はコスト的に敷居が高く、それ以外の事務所における国際案件への法的サポートは不足しています。当事務所には、国際ビジネスの経験も語学力も不安という方もよくご相談に來られますが、基本的な心構えから丁寧に説明させていただいております。

すでに実績がある企業はもちろん、これから国際ビジネスに挑戦しようという企業も親身にサポートし、リスクを最小限にとどめ、発展に寄与したいと考えています。

ビジネスのスピードとバランス感覚を重視し、
合理的で柔軟な費用体系を提供

専門家としてサービスを高品質に保つことは当然ですが、ビジネスクライアントの伴走者として、現場に沿ったスピード感とバランス感覚が極めて重要であると考えます。

依頼した弁護士の反応が遅いという不満をよく耳にしますが、ビジネスあつての弁護士業務ですから、弁護士がビジネスのスピードを阻害することはあつてはなりません。

また、弁護士の回答が教科書的で、結局は自分で判断しなければならないという声も多いです。生成AIの発達により、基本的な情報は誰でも入手できる時代になっています。弁護士は、単に情報提供や法的分析をするだけではなく、ビジネスの実情に照らし、クライアントに現実的な指針を

与えるところまで踏み込むことで、存在意義が生まれると考えます。

そして、弁護士費用は高いとのイメージを持っていますが、それは一律でのタイムチャージが理由であることが多いといえます。当事務所では、事案に応じて固定制や上制限を設けたり、複数の弁護士が同時にチャージすることによる高額化を抑制するなど、費用の合理化に努めています。柔軟な費用設計は、独立系事務所ならではのメリットといえます。

一般企業法務、紛争解決から国際案件まで
～求められるジェネラリストに～

(1)幅広い対応分野

当事務所の対応分野は多岐にわたります。上記の国際案件はもちろん、コーポレート、M&A、各種取引契約、人事労務、データ保護、知的財産、不動産、そして紛争解決まで、企業の運営や取引に伴って一般的に生じる一連の不安や悩みを解消いたします。

当事務所は少数精鋭のジェネラリストです。

弁護士業界、特に大規模事務所では分野の専門化が進んでいる中、当事務所は、各分野の全てにおいてそのような専門家と同等であると申し上げるつもりはありません。しかし、どのような案件でもワンストップで相談できる存在は引き続き求められていると感じています。特別な知識やノウハウが必要な案件については、責任をもって外部を含めた適切なチームを組んで対応いたします。

(2)紛争解決の経験を踏まえた紛争予防

当事務所は、訴訟等の法的手続を含む紛争解決にも日常的に取り組んでおります。

弁護士の専門化に伴い、自身では裁判所には行かないという弁護士も増えていきます。M&A専門の弁護士はM&Aのみを業務とし、紛争となった場合は訴訟専門の弁護士が対応する、といった分業も進みつつあります。それは、高度な案件に対応するには適する場合もありますが、契約交渉をはじめとする紛争の予防にあたり、紛争を自ら経験しているかどうかは、とても重要な意味を持つと考えます。

医者と同様に、弁護士は、病気(紛争)になってからではなく、それを事前に予防する役割が重要



樋口一磨弁護士(代表パートナー)

です。紛争を防ぐには、法的手続へと進んだ場合を含めた将来のシミュレーションが重要ですが、そこでは実際の紛争対応の経験が生きてきます。

当事務所では様々な状況に対応いたしますので、どのような案件でもお気軽にお問合せください。



弁護士法人樋口国際法律事務所

弁護士数：弁護士5名、司法書士1名(2025年12月末現在)
代表弁護士：樋口一磨(東京弁護士会)
〒101-0063
東京都千代田区神田淡路町須田町2-3-6
淡路町トーセイビル7階
TEL:03-5207-3337
URL: <http://www.higuchi-law.jp>
Mail: info@higuchi-law.jp

◎主な業務内容

国内:コーポレート／コンプライアンス／M&A／フランチャイズ／人事労務／知的財産／IT／各種契約(外資系企業との交渉を含む)／訴訟、調停等による紛争解決
国外:外国企業との供給契約、販売代理店契約、ライセンス契約、フランチャイズ契約、合弁契約等／外国企業とのM&A／外国現地法人の設立支援／外国企業との紛争解決(米国、欧州、アジアの主要国に広く対応)

◎所属弁護士による主な著書等(共著含む)

『中小企業海外展開支援 法務アドバイス』(経済法令研究会、2013)、『International Commercial Agency and Distribution Agreements』(Wolters Kluwer、2017)、『ポイントがわかる国際ビジネス契約の基本・文例・交渉』(日本加除出版、2019)、『中小企業法務のすべて(第二版)』(商事法務、2023)、ほか多数。

代表の樋口弁護士はメディア出演も多数。

フォーサイト総合法律事務所

ベンチャー・スタートアップの資金調達、 IPO準備・審査対応から上場企業法務・M&A・ 資本業務提携までをシームレスに対応

Pre-IPOの支援内容

当所は、ベンチャー・スタートアップを中心とした上場企業および上場準備企業を主たるクライアントとして、基本的に顧問弁護士という立場で（一部、社外役員として関与している会社もあります）、IPO（新規株式上場）、M&A、ファイナンス・資本業務提携等の案件を中心に手掛けています。

IPOは企業が飛躍的な成長を遂げるための有力な手段の1つです。当所では、蓄積された知見や経験等をふまえ、上場前の資金調達やストック・オプションの発行、上場審査で企業に求められるコンプライアンス体制（労務管理、知財管理、情報管理、広告管理、その他）およびコーポレート・ガバナンス体制の整備、監査法人や証券会社等の指摘事項の対応、上場審査そのものに対する対応等のリーガル・サポートを行っています。

その結果、当所開設以来、直近14年間で90社ほどの顧問先及び社外役員関与先（以下「顧問先等」といいます）がIPOを果たされました。ここ数年、わが国の年間IPO件数は80社から90社程度の水準で推移していましたが、本年は東証グロス市場の上場維持基準改定問題が多分に影響して減少しました。そのような中でも当所の顧問先等は、毎年、一定数のIPOを達成しています。その他、現在、IPOを準備している顧問先等は数十社あります。クライアントは、証券会社、監査法人、信託銀行、印刷会社、IPOコンサル、VC、PEファンドや土業の方等のIPO関係者から紹介されることが多いことから、IPO関係者からこれまでの実績が高く評価されているものと自負しています。

当所の顧問先は、IT、AI、IoT、ロボット、セ

キュリティ、VR、エンターテインメント、バイオ・ヘルスケア、HR、不動産、外食、エネルギー、宇宙など多岐にわたります。ITを駆使してイノベーションを起こしている会社、遠隔診療や電子カルテ等を提供するヘルスケア関連の会社、AI、ロボット、宇宙、核融合、創薬、再生医療等を研究開発するディープテック、サイバー攻撃を防御するサイバーセキュリティサービスを提供している会社もあります。

その多くは、ベンチャー・スタートアップ企業ですが、中には、一度、大半の株式をプライベート・エクイティ（PE）ファンドに売却し、その後にIPOを目指す企業や創業数十年の老舗企業もあります。

当所では、上場申請を行う期（申請期）の2期前（直前前期）くらいからご依頼いただく顧問先が多いですが、ディープテック・スタートアップなどはシリーズA（ベンチャー・キャピタルから本格的に資金調達する最初のラウンド）以前から顧問弁護士のご依頼をいただくこともあります。

Post-IPOの支援内容

当所では、IPO後もそのまま顧問契約を継続するのが通常で、上場前後を問わずシームレスに対応しています。そのため、毎年、上場企業の顧問先等も増加していて、現在、60社以上の上場企業の顧問先等があります。

上場後は、事業や人事労務や知的財産等に関する通常の相談のほか、ファイナンスや株式売出し、資本提携や業務提携、ディスクロージャーやインサイダー取引関連の相談に乗る機会も多く、株主や株主総会の対応・対策等も行っています。

M&A、組織再編および資本業務提携案件

また、IPO後、オーガニックな成長に加え、さらなる飛躍のための成長戦略の一手として、M&Aが選択されることも多く、当所では、スキームの策定（株式譲渡、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換・株式移転、第三者割当による新株発行）・スケジュール策定・管理、法務デュー・ディリジェンス（労務DDや知財DDも含みます）、秘密保持契約（NDA）、基本合意書（MOU）、株式譲渡契約書や事業譲渡契約書といった契約書の作成等を通じて、適法・適正なM&Aのためのリーガル・サポートを行っております。

株式譲渡、事業譲渡、株式交換等マジョリティを獲得する案件だけでなく、第三者割当による新株発行を引き受けるマイノリティ出資案件も多く手掛けてきました。

その他、持株会社（ホールディングス）化や組織再編のための株式移転や会社分割等も手掛けています。昨今、上場後にホールディングス化を進める企業が増えていますが、スキームとしては大きく株式移転と会社分割の2つがあります。前者の株式移転では、株式移転により新たに創設された親会社のテクニカル上場が必要となります。これは上場会社が組織再編行為などによって上場廃止となる問題を回避するための制度ですが、改めての審査が必要であったり証券コードが変わってしまったりすることから、よく検討して選択する必要があります。後者の会社分割は、上場企業が上場したままホールディングス化でき（再度の審査手続がない）、かつ事業譲渡などに比べて契約等の承継が容易なため、選択されることが多いという印象です。

M&A案件は、もともとM&Aアドバイザリー会社・M&A仲介会社や公認会計士からの紹介が多かったのですが、ここ数年は、IPOした顧問先からの依頼が急増しています。また、当所の評判をお聞きになった金融機関やメガベンチャー、PEファンドからのご依頼も増加しています。こういったM&A案件は、ここ数年、大小合わせて毎年数十件の案件を手掛けていて、年々増加しています。最近では、上場企業を対象会社とする



（後列左から）春山修平、板井貴志、美和 薫、深町周輔
（前列左から）大村 健、由木竜太（全てパートナー弁護士）

M&Aに関わる機会も増えてきました。

他方、ここ数年でセルサイド案件も目立つようになってきましたが、上場維持基準の改定があったからか、IPOを目指す過程でM&A（売却）に切り替えたようなセルサイド案件がさらに増加しています。その他、経営者、事業を作っては売却するシリアルアントレプレナー（連続起業家）、一旦、発行済株式総数の過半数から3分の2程度を売却しつつ、その上でIPOを目指される経営者など多いと思います。

また、株式の譲渡先も事業会社だけではなくPEファンドを活用するケースも増加しています。

当所としましては、上場前・上場後いずれも十分な知見を有することによるシナジーを考え、IPO前も後もシームレスに対応していきたいと考えています。

フォーサイト総合法律事務所
弁護士数：20名（2025年11月末現在）
代表弁護士：大村 健（第二東京弁護士会）
〒100-0011
東京都千代田区千代田1-2-2 日比谷ダイビル15階
TEL：03-6457-9481
URL：<https://www.foresight-law.gr.jp/>

当所は、弁護士20名（さらに、2026年4月に新規登録弁護士が入所予定）と司法書士1名が所属し、上場企業及び上場準備企業に関する企業法務を中心に手掛け、顧問先は、IT、AI、IoT、ロボット、セキュリティ、VR、エンターテインメント、バイオ・ヘルスケア、HR、不動産、外食、エネルギー、宇宙等のベンチャー・スタートアップが多い。直近14年間で、90社ほどの顧問先等がIPOを果たしている。上場企業の顧問先等も数十社。そのほか、毎年数十件のM&A案件を手掛ける。

お問い合わせ先
TEL：03-6457-9481（代）

ベンチャーラボ法律事務所

大企業とベンチャーの架け橋に

大企業とベンチャー双方への理解

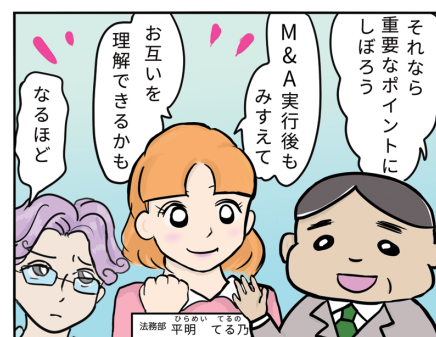
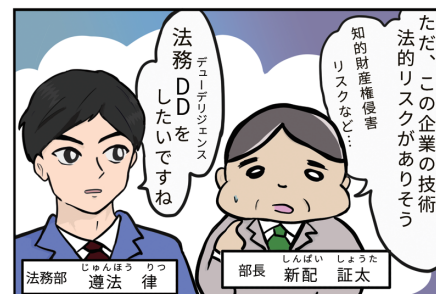
大企業とベンチャー企業やスタートアップ企業（以下「ベンチャー」といいます。）では、スピード感や意思決定のスタイル、コンプライアンス意識など、多くの点が異なります。ベンチャーは立ち上げの際に、ビジネスモデルのチェック、取引先や顧客との契約、資金調達など法的支援が必要であるにもかかわらず、資金が乏しいため弁護士のサポートを受けられないことが多いのが実情です。当事務所では、なるべく早い時期からベンチャーを支援できるよう工夫しています。

当事務所では、これまでのベンチャー支援の実績に加え、淵邊弁護士が多くの大企業を代理してきた経験から、双方のニーズに応えられる強みがあります。また、IT企業のインハウスとして活躍してきた佐橋文平弁護士も、DXやIT関連の案件やIPO支援案件に積極的に取り組んでおります。さらに栗山明久弁護士は、教育機関や公益財団法人の法務に精通しており、様々な紛争案件にも対応しています。

大企業とベンチャーのM&Aやアライアンス

大企業とベンチャーがM&Aやアライアンスを行うケースが増えていきます。大企業はベンチャーの技術や成長力を取り込み、ベンチャーは大企業が持つ資本力や顧客チャネル、サプライチェーンなどのネットワークを使って成長を加速させ、大企業とベンチャーとがそれぞれにM&Aやアライアンスの効果を期待します。

大企業としては、相手方であるベンチャーに対しポイントを絞ったデューデリジェンスを行い、



淵邊善彦弁護士



佐橋文平弁護士



栗山明久弁護士

ベンチャーの強みや弱みを理解した上で、交渉し、実行後のプロセスやビジネスモデルの確立に留意する必要があります。また、大企業にとっては、ベンチャーとのM&Aやアライアンスにおいて有利な契約を結べば成功ではありません。契約の主目的であった技術が実は第三者の権利を侵害していたり、キーパーソンの退社、コンプライアンス違反、ベンチャーの倒産などが発生したり、さまざまなリスクがつきまといまいます。そのため、この分野に豊富な経験を有する弁護士のサポートが求められています。

さらに、大企業からスピンアウトして新規事業を開始する案件や、ベンチャーキャピタルがベンチャーに投資する案件にも多数関与しています。ここでも、大企業とベンチャーの両方の実務に通じている弊所の強みが発揮できています。

リーガルマインドの重要性の発信

大企業もベンチャーも、マネジメント層にリーガルマインドのある人材が増えることが、企業の成長やコンプライアンス体制の確立につながります。そういった人材の育成を目的とする、一般社団法人日本CLO協会の理事に淵邊弁護士が就任し、多くの企業の役員や社員の研修も実施しています。

日弁連の中小企業の国際業務の法的支援に関するワーキンググループでは淵邊弁護士が座長を務め、地元の中小企業や弁護士の国際取引に関するスキルアップを支援するなど、企業・弁護士双方の人材育成に努めています。

また、東京、横浜、鹿児島など全国各地のスタートアップ支援プログラムについても、メンターを務めるなどしてサポートしています。

さらに、経営者やビジネスパーソンが広くリーガルマインドを持つことが重要と考え、木村容子弁護士（東京弁護士会所属）による左頁のような4コマ漫画やイラストを通じた親しみやすい情報発信も行っています。

当事務所ではベンチャー支援を軸に、日本企業のリーガルマインドの向上や、競争力の強化にも貢献していきたいと考えています。



ベンチャーラボ法律事務所

弁護士数:4名(2025年11月末現在)
代表弁護士:淵邊善彦(第一東京弁護士会)
〒107-0062
東京都港区南青山2-22-17 センテニアル青山5階
TEL:03-6434-5251
URL:https://venture-lab.net/
Mail:info@venture-lab.net

ベンチャーラボ法律事務所は、主にベンチャー・スタートアップ・中小企業のパートナーとして支援を目的とした事務所です。2019年1月に開設し、今年で8年目を迎えました。現在はパラリーガルや事務員を含め6名が所属しています。企業が日常的に必要とする法務業務に加えて、新規ビジネスの相談や知財、税務、財務、IPO支援など、今まで培ってきた知識と経験や人脈を活用し、各分野の専門家と連携したトータルなベンチャー支援を行っています。

お問い合わせ先
Mail:info@venture-lab.net



弁護士法人御堂筋法律事務所

クライアントの最良のパートナーとして

私たちの理念

私たちは、「真に依頼者本位の法律事務所」として、依頼者の方々と、深い信頼に基づいた長きにわたる最良のパートナーシップを構築することを目指しています。

御堂筋法律事務所は、1963年4月、パートナーシップによる共同事務所のいわば草分けとして、大阪に事務所を開設し、それ以来、この理念の実現を希求してまいりました。一案件に複数の弁護士が協同して携わる基本システムの実施、事案に応じたより重点的かつ機動的な執務態勢の構築、長年にわたる多種多様な案件の処理により培われた知識、経験、ノウハウ及び情報の事務所内における共有化とその積極的活用、国内業務の充実とともに国際化社会を念頭においた国際業務の拡大発展、新規分野及び専門分野に対する研究ないし研鑽、関連分野における人的交流を通じた連携など、いかにすれば依頼者の方々に対してより迅速かつ良質なリーガルサービスを提供できるかという見地から、さまざまな取り組みを行うとともに、組織的に一体の共同法律事務所として、その実力を培うことに尽力してまいりました。これと同時に、事務所を永続発展させ、事務所全体の水準を高めていくことが、依頼者の方々に対する基本的責務の一つであるとの考え方から、私たちは、規模の拡大を急ぎ過ぎることなく、着実に事務所の人員増を図るとともに、事務所財産である人を育て、事務所組織を確立させてまいりました。そして、弁護士法改正により弁護士事務所の法人化が認められたことを受け、2003年1月、いち早く弁護士法人への組織変更を行い、事務所組織の確立をさらに推し進めるとともに、東京に事務所を開

設しました。

このような取り組みを通じて、私たちは、事務所の理念や、よき伝統、文化を共有しつつ、一体感・連帯感をもって緊密に結びつき、個々の案件において総合力をいかに発揮しているものと自負しています。

4拠点体制によるシナジー効果の発揮

上記の東京事務所に次いで、2017年11月には広島事務所を、2024年3月には名古屋事務所を開設しました。

大阪、東京、広島及び名古屋の4拠点体制を敷くことによるシナジー効果を発揮させ、依頼者の方々をより着実かつ強力にサポートできる体制を整えております。依頼者の方々には、大阪、東京、広島、名古屋のいずれにおいても等しくご相談や案件のご依頼をしていただけるほか、地域に跨がる事案についても統一した機動的なサービスの提供を受けていただくことができます。

重点的、機動的な執務体制

争点が複雑かつ多岐にわたる事案や大規模な事案については、通常よりもさらに多くの弁護士が協同して重点的に執務する態勢を組み、それによってより高度なリーガルサービスを提供できるようにしています。

さらに、M & Aや事業再編等に伴う対応、企業不祥事対応、保全処分などの極めて緊急性が高い案件については、迅速な処理を実現するため、多数の弁護士が機動的かつ効率的に業務を分担する執務態勢をとり、一刻を争う案件においても所期の成果を上げることができるようにしています。



また、当事務所は、大阪事務所、東京事務所、広島事務所、名古屋事務所の所属に関係なく、必要に応じて、全事務所の弁護士が一つの案件に協同して携わり、より重点的、機動的な対応を可能としています。

徹底した人材育成、知識、ノウハウ及び情報の共有化並びに業務の専門化

弁護士事務所にとって、他の何にも勝る大切なことは、依頼者の方々の信頼を得ることです。依頼者の方々から案件の依頼を受け、その案件の処理を通じて信頼関係を高めていくためには、依頼者の方々の話にしっかりと耳を傾け、案件を適確に把握して明快な指針を示し、最大利益の実現を目指してひた向きに取り組むという、ごく当たり前のことを実践していく以外にはありません。そして、その前提として求められるのが、弁護士としての資質及び能力の維持向上です。「人」こそが法律事務所の財産であり、私たちは、弁護士の採用及び育成の両面において、その実現に努めてまいりました。新人弁護士の採用は、徒に数を追うことなく、理念を共通にできることや、充実した教育指導を行い得ることを、採用における基本方針としています。また、事務所内のより専門知識及び経験の豊富な弁護士とともに、訴訟をはじめとする多種多様な案件の処理に携わり、各弁護士

が自由に意見を述べ、主体的かつ積極的に案件の処理に関与できる環境を確保しつつ、緊密な協議等を通じて、各人の能力のさらなる向上をも図り、複数担当制のもとで最適なリーガルサービスを提供しながら、具体的な案件処理を通じての人材育成に努めています。



御堂筋法律事務所
MIDOSUJI LPC

弁護士法人御堂筋法律事務所
 弁護士数:113名(2025年11月現在。外国法事務弁護士1名および出向により登録抹消中の弁護士を含む。)
 主事務所の所属弁護士会:大阪弁護士会
大阪事務所
 〒542-0081
 大阪府大阪市中央区南船場四丁目3番11号
 大阪豊田ビル2階
 TEL:06-6251-7266
東京事務所
 〒100-6020
 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビル20階
 TEL:03-3539-6070
広島事務所
 〒730-0017
 広島県広島市中区鉄砲町10番12号
 広島鉄砲町ビル12階
 TEL:082-511-5700
名古屋事務所
 〒450-0002
 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目5番28号
 桜通豊田ビル14階
 TEL:052-414-7456
 URL: <https://www.midosujilaw.gr.jp/>

未来創造弁護士法人

「日本一裁判しない弁護士」をキャッチフレーズに トラブル解決でなくトラブル予防のPDCAを 回し続ける顧問弁護士

「日本一裁判しない弁護士」に 込められた思い

一般的に、裁判に強い弁護士が優秀と思われがちですが、実は裁判の場面では弁護士の腕の差が出にくいのです。なぜなら、裁判の場面では一方当事者の主張や証拠が足りなくても、裁判官が「こんな証拠はありますか?」「ここの主張を補充してください」と指示を出すからです。

一方で、トラブルが起きた最初の段階で正確に見通しを立てられるかには腕の差が出ます。「裁判になっても勝てるから強気で交渉をしていこう」「裁判になると不利だから、早々に和解するのが望ましい」といった的確な方針を示せるかは弁護士の腕の見せ所です。もちろん、裁判に精通していなければ見通しを立てられないので、裁判しない弁護士は裁判できない弁護士ではありません。さらに腕の差が出るのが未来のトラブルをいかに予防するかということです。トラブルが起きると、いかにこのトラブルを有利に解決するかに目が行きがちですが、企業にとっては「二度と同じようなトラブルが起きないこと」の方が大切なのです。今後はこのようなことが起きないように、「契約書のひな形を改定しよう」「ウェブサイトの商品説明を改定しよう」「営業部員の研修を実施しよう」と、常にトラブルの確率を減らすためPDCAを回せる会社が強い会社だと思うので、常にそのお手伝いをできるよう心がけています。

顧問料定額制へのこだわり

多くの法律事務所は、弁護士の稼働時間に合わせて従量課金する料金体系をとっていますが、私たちは毎月定額の顧問料金にこだわり、稼働に合

わせて追加料金をいただかないことにこだわっています。

なぜなら、従量課金制にしまうと、企業は「追加料金がかかるのはもったいないから、この程度のことは弁護士に相談しなくてもいいかな」と相談を控えてしまうからです。顧問弁護士がいるのに、相談を控えることによってトラブルを未然に防ぐチャンスを逃してしまうのは本末転倒であってはならない。だからこそ、「せっかく顧問弁護士料を払っているのだから、一応弁護士に聞いてみよう」と、何でも気軽に相談できる関係性を大切にしています。

企業の役に立つポイントは「スピード」と 「結論を示すこと」

私たちは「企業が経営を伸ばし、雇用を増やし利益から納税をすることがこの国を持続可能なものにする大きな貢献だ」という思いから、企業のサポートをライフワークにしています。

現在、約170社の顧問弁護士を務めさせていただいておりますが、ご評価いただいているポイントは2つあると考えています。

1つ目は、とにかく「スピード」です。

とても単純な話ですが、「前の弁護士は返事が遅くて困っていた。未来創造の弁護士は回答が早くて本当に助かる」という言葉をたくさんいただいております。私たちが選ばれる理由になっています。悩みや不安、課題があればすぐにクリアにしたいと思うのは自然なことですが、完璧な正解を探すあまり回答に時間がかかるというのが弁護士業界のあるあるなのかもしれません。私たちはビジネスの世界では「早い」ことに大きな価値があることを共有し、「スピードは善」「催促されるのは恥ずかしい」という文化の中で仕事をしています。



(左から)三谷 淳弁護士(代表)、野村拓也弁護士、小山皓三弁護士、和久田典宏弁護士、坂本 翔弁護士、藤野晃司弁護士、加藤正太弁護士

2つ目は、経営に使える「結論」を示すということです。

弁護士の中には、複数の選択肢それぞれのリスクを整理するのが得意な人や、リスクを洗い出して問題点を指摘するのが上手な人がいます。しかし、それだけでは経営の場面では役に立たないことが多いのではないのでしょうか。私たちは、クライアント企業の社風や社歴、目標や価値観を理解し、「そのビジネスモデルは法令に抵触してトラブルになる可能性が高いですが、会社が実現したいことは、形を変えてこのようなビジネスモデルにしてみてもいかがですか」と目的を果たすための代替案を一緒になって考えることを得意にしています。

経営判断の一助になることが私たちの喜びです。私たちのクライアントの多くは複数の法律事務所を使い分けておられます。専門性の高いことは、単価が高くても専門弁護士にまかせるが、普段の一般的な相談や、経営の方向性に関することは未来創造弁護士法人に相談するといった具合です。

営業ノウハウや顧客を持ち逃げされない 体制作り

私たちの特徴的なサービスに「営業秘密や顧客の持ち逃げ予防」というのがあります。

社内のノウハウをおみやげにライバル企業への転職や、既存顧客を連れて独立してしまうといった問題が後を絶ちません。

そこで、私たちは、秘密管理の制度を整えたり、

入退社時の誓約書を整備するだけでなく、社員相互で監視の目が働くようにするための「弁護士オンサイト監査」といった手続や、退職時の手続に弁護士が立ち会うことで不正を思いとどまらせる「退職手続立会」まで、独創的なサービスを提供させていただいています。

特に、退職する社員に弁護士から「この会社のノウハウを他で使ってしまうと、会社も対抗措置をとることになるからね」と予告をすると、多くのトラブルを未然に防げるようで、クライアント企業からは大変喜んでいただいています。

未来創造弁護士法人

未来創造弁護士法人

弁護士数:9名(2025年11月末現在)
代表弁護士:三谷 淳(東京弁護士会)
〒105-0001
東京都港区虎ノ門5-11-2
オランダヒルズ森タワー17階
TEL:03-6435-8622
URL:https://www.mirai-law.jp

「トラブルのスピード解決」と「トラブルの予防」

私たちは、裁判よりも交渉でトラブルを円満に解決することで、依頼者に満足いただけるリーガルサービスを提供いたします。なぜなら、裁判による解決は、時間と費用がかかる上、実りがありません。また、上場支援など、成長を志向する企業とその従業員を応援しています。企業が売上と利益を伸ばし、納税を通じて継続可能な日本を作り、次の世代にバトンタッチしていくことが未来創造グループのミッションです。

桃尾・松尾・難波法律事務所

紛争化「以前」から国際仲裁まで ——訴訟経験を核にした一貫サポート——

紛争化前から寄り添う実務姿勢

朝倉：当事務所は紛争対応も取引支援もいずれも取り扱っていますが、そのなかでも企業紛争、とりわけクロスボーダー紛争と国際仲裁のご相談を多くいただきました。紛争対応に関しては、日本企業同士の訴訟だけではなく、海外本社を抱えるグローバル企業の日本子会社の紛争も含めて、幅広い事案に携わっています。

田中：特徴的なのは、「紛争になってから」だけではなく、「紛争になりそうだ」という段階でご相談を受けることが多い点です。もし訴訟や仲裁に進んだ場合、期間・費用・社内工数などの程度かかるかを具体的にお示しし、早期解決のための交渉



田中 翔弁護士

15年弁護士登録(東京弁護士会)。17年桃尾・松尾・難波法律事務所入所。21年米国カリフォルニア大学バークレー校ロースクール卒業。21～22年ワシントンD.C. Wilson Sonsini Goodrich & Rosati P.C. 勤務。22年ニューヨーク州弁護士登録。朝倉弁護士らと共に「紛争対応実務の勘所―法務担当者のための実践ガイド」と題する記事をNBLにて連載中(NBL1285号～)。

朝倉亮太弁護士

15年弁護士登録(第一東京弁護士会)。16年桃尾・松尾・難波法律事務所入所。19年パナソニック株式会社出向。22年米国カリフォルニア大学バークレー校ロースクール卒業。22～23年ニューヨーク州Winston & Strawn LLP勤務。23年ニューヨーク州弁護士登録。田中弁護士らと共に「紛争対応実務の勘所―法務担当者のための実践ガイド」と題する記事をNBLにて連載中(NBL1285号～)。



や和解の選択肢を企業とともに検討していきます。

朝倉：勝訴可能性をパーセンテージでお約束することはできませんが、「時間軸」「主要争点」「必要な体制」といった見通しは、経験にもとづき相当程度の解像度でお示しできます。経営判断に必要な材料を整えることが、私たちの重要な役割だと考えています。

訴訟経験にもとづく契約助言

田中：日常的な顧問業務や契約レビューでクライアント企業と密にやり取りをしているため、事業部や法務部の状況を把握しやすく、「このテーマは紛争リスクが顕在化する前に一度整理したほうがよい」といった早期のシグナルを出すことができます。

朝倉：当事務所では、原則として全員が訴訟案件を経験しつつ、取引案件も担当しています。机上の知識だけではなく、実際の経験として、契約条項の争われ方や裁判所の解釈態度などを理解しているため、例えば契約レビューの場面でも「将来、紛争になった際にどのように評価されるか」を踏まえたアドバイスが可能です。

田中：海外を含む大手法律事務所では取引と紛争のチームが厳密に分かれていることも多く、その場合は双方のチームを動かすためコストや調整負担が増えます。私たちは一人の弁護士が契約段階から紛争解決まで一貫して見られるため、ワンストップでの助言ができる点を強みとしています。

クロスボーダー紛争の「橋渡し役」

朝倉：海外に本社を置く企業の日本子会社からのご相談も多くいただきます。日本の訴訟手続は日

本語で進みますが、本社向けのレポートは英語が基本です。裁判所の訴訟指揮や和解への関与、日本の民事訴訟の背景など、日本の実務に不慣れな海外本社に向けて丁寧に説明する必要があります。

田中：特にコモンロー圏の企業にとって、日本の裁判実務は独特に見える部分があります。そのギャップを埋めるため、英米法的な考え方と日本側の感覚の双方を理解し、適切に翻訳してお伝えすることを大切にしています。当事務所の弁護士は原則として留学経験を持ち、英語でのブリーフィングにも対応できる体制です。

朝倉：当事務所は中規模であるため、大手法律事務所よりもコンフリクトの可能性が低いという利点があります。企業間紛争案件において、企業が依頼しようとした法律事務所がコンフリクトにより受任できない場合に、その事務所からご紹介をいただくケースが相当数あります。老舗法律事務所としての認知もあり、紹介案件には継続的に対応しています。

田中：国際カルテルのクラスアクションやフォロオン訴訟のように、世界中に派生する案件では、日本企業の「司令塔」として、現地法律事務所の選定、進行監督、日本本社への報告まで一体的に支援することもあります。Interlawのネットワークや個人レベルのコネクションも活かし、最適なチームを組成しています。

実務経験がものを言う国際仲裁

朝倉：国際仲裁は、手続も判断も非公開で、外から学ぶことが非常に難しい領域です。そのため、実際に案件を経験しているかどうかで対応の幅が大きく変わります。

田中：日本企業の国際仲裁では、海外大手法律事務所が主任代理人で、日本の事務所が相代理人となることが一般的ですが、当事務所はそれにとどまりません。当事務所が主任代理人として、海外の事務所を起用することなく、主張書面から証人尋問まで一貫して担当した案件もあります。国際仲裁はすべて英語で実施されますが、クライアントとのコミュニケーションは日本語の方がスムーズであるため、クライアントにとっては日本の法律事務所が案件をリードした方がやりやすかった



ようです。当事務所には、海外大手法律事務所でなければ対応困難と見られがちな案件にも、ワンストップで臨める体制があります。

朝倉：多くの企業が海外企業との間で仲裁条項を含む契約を締結していますが、国際仲裁に発展する件数はそれほど多くありません。それでも「火種」は広範に存在しています。どうしても企業側では仲裁手続がブラックボックスに感じられがちであるからこそ、国内訴訟との違いや手続の全体像などを丁寧に説明するよう心がけています。

朝倉：企業にとって訴訟や国際仲裁は「できれば避けたい最終手段」です。しかしビジネスが複雑化するなかで、紛争リスクは確実に高まっています。紛争化「以前」=平時の契約実務などの段階から、紛争対応の視点を取り入れていただくことが重要です。

田中：私たちは、国内訴訟から国際仲裁まで、紛争のライフサイクル全体を見据えながらクライアント企業と共に最適な打ち手を検討するパートナーでありたいと考えています。紛争が起きてからではなく、その前段階からお気軽にご相談いただければ、リスクコントロールに向けたより良い支援ができるはずです。

桃尾・松尾・難波法律事務所
 弁護士数: 弁護士56名、アドバイザー1名、外国弁護士3名
 (2025年12月現在)
 代表弁護士名: 内藤順也(第一東京弁護士会)
 〒102-0083
 東京都千代田区麹町4-1 麹町ダイヤモンドビル
 TEL: 03-3288-2080
 URL: <https://www.mmn-law.gr.jp>
 Mail: mmn@mmn-law.gr.jp

山下総合法律事務所

クライアントの「負担」を共に担い 法務人材不足とAI時代に寄り添う 伴走型リーガルサービス

——山下総合法律事務所の特徴をお教えてください。

山下：当事務所は「クライアントの課題と不安を担い、その使命を実現する最良の助け手となる」ことを使命とし、取引の成否や当局対応など“見えない不安”まで含めて受け止め、本業に集中いただけるよう伴走することを重視しています。

企業が法務人材の確保やリーガルリテラシー向上に悩むなか、「伝統的企業法務」「国際企業法務」「先端分野法務」を柱に、単なる外部顧問に留まらず、業務フローや意思決定の近くで支える体制を築いてきました。その象徴が、証券会社・メーカー・銀行への駐在・出向で、外部の専門家でありながら企業内部の一員として、実務や業務フローに踏み込んで法務部の負担を実質的に軽減しています。

——従来イメージされる「顧問弁護士」とは違いますね。

山下：「Going Extra Mile（もう一歩先へ）」を合言葉に、求められた回答だけでなく、その背後の不安や制約まで踏まえて“本当に助かる形”を考え抜く姿勢を弁護士の評価項目にも組み込んでいます。AIが一定の答えを返す時代だからこそ、こうし

た姿勢が私たちの存在意義になると考えています。

企業の現場に入り込み 法務部門を立体的に支える

(1) 証券会社の「中」で動かす株式報酬・業務フロー——矢野先生は、大手証券会社の株式報酬部門に駐在されているとうかがいました。

矢野：はい。提携先の大手証券会社の株式報酬部門に駐在し、証券会社の一員として、その顧客との日々のやり取りに入り込んでいます。法的な質問にはその場で回答を作成し、会計・税務が絡むテーマも必要な範囲まで検討します。部門内に「法律に詳しい人」がいることで、社内法務や外部弁護士との往復を減らし、その場で完結できる点が大きな価値です。

同時に、弁護士としての外部からの視点を生かし、部門内での業務フローそのものの見直し・改善提案や、負荷の大きい業務を引き受けることも行っています。事務所の弁護士・スタッフと共に株式報酬に関する適時開示のデータを継続的に入力・チェックし、これをデータベース化して株式報酬のトレンド分析に生かしているのもその一例です。

株式報酬の分野は法改正・市場動向の変化が早く、AIの学習が追いつきにくい領域でもあります。実務の最前線で得た知見を、駐在という立場からダイレクトにクライアントへ還元できる点に、強みを感じています。

(2) 「3分の1社員」として電機メーカーの法務部に入る

——吉田先生は、大手電機メーカーの法務部に部分的に駐在されているそうですね。

吉田：はい。大手電機メーカーの法務部に時間ベースで全体の約3分の1を割いて駐在し、残りの時



山下聖志弁護士



矢野将吾弁護士



吉田燎平弁護士



丸山皓生弁護士

間は事務所案件を担当しています。法務部員とはほぼ同じ立場で、海外案件を含む契約書のレビューや規約の作成・改定への助言、法律相談に対する回答などを幅広く担当しています。

フルタイム出向ではない分、会社のビジネスの中核までは踏み込みませんが、それでも幅広い分野で多くの案件を任せていただいています。「フルタイムで採用するほどの予算やリソースはないが、人手は足りない」「案件ごとに外部の法律事務所へ振るのは煩雑」という場面で、時間を区切った駐在は、コスト面・柔軟性の両面から企業にとって合理的な選択肢になり得ると感じています。

日々の業務では、法務部門の方から「法律事務所に高いフィーを払うほどではないが、弁護士の目は通したい」という相談も多く、社内にいる弁護士が気軽に相談相手になることで、法務部門は安心感とスピード感を感じていただけているのではないかと思います。

(3) フルタイムで銀行法務に飛び込み「心情に寄り添う」リーガルサービスを提供

——丸山先生は、銀行の法務部にフルタイムで出向されているとうかがいました。

丸山：はい。新しいビジネスモデルに積極的な銀行の法務部にフルタイムで出向し、契約書レビューや社内の法律相談、取締役会サポート、相続・紛争対応まで幅広く担当しています。新規事業の相談の初期段階では、法的論点のみならずビジネス・システム・法務を切り分けや整理を求められることも多く、社内の決裁フロー等も念頭に置き、社内全体で新規事業の検討が円滑に進むよう助言することを意識しています。

明確なルールのない領域では「答えのない中でリスクをどう見極めるか」が課題となります。そのため、外部弁護士に依頼する際も、必要な意見

の範囲や社内事情を私が整理し、高品質な助言を低コストで得られるよう工夫しています。

社内では生成AIの利用が進んでいますが、「本音ではどうしたいか」「責任をどこまで負えるか」といった心情や力学を踏まえた相談ニーズは依然大きく、こうした“機微”を汲み取り回答の形に整える橋渡しは、社内事情を理解した法務人材のみが担える役割だと感じます。

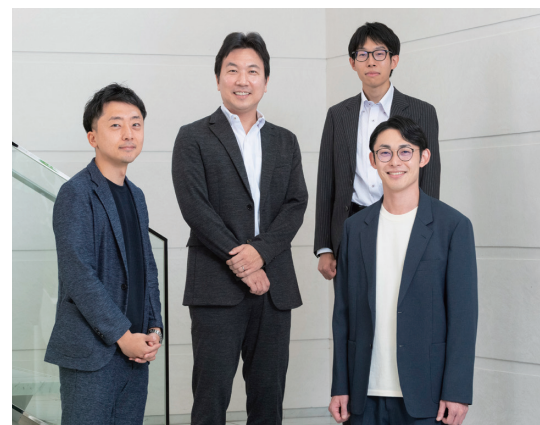
法務人材不足とAI時代に 「もう一歩先まで」伴走する事務所へ

——こうした駐在・出向の取組みを通じて、事務所として目指す姿を教えてください。

山下：企業法務では、法務人材の不足とAIの進展という大きな変化が同時に進んでいます。私たちは「外部顧問」として助言するだけでなく、必要に応じて様々な距離感で企業の“内側”に入り込み、法務部門や現場と負担を分かち合う存在でありたいと考えています。

新しい領域への好奇心を持ち、業務フローや意思決定のステップを理解したうえで実情に即した解決策を提示し、「この人に相談したい」と思っていただける関係を築く。こうした積み重ねが、AI時代における“Going Extra Mile”の姿だと考えています。今後も出向・駐在を含めた多様な関わり方を通じ、法務部門の良き伴走者であり続けたいと思います。

山下総合法律事務所
弁護士数：16名、外国人弁護士1名(2025年12月末現在)
代表パートナー：山下聖志(東京弁護士会)
〒104-0031
東京都中央区京橋2丁目7番14号
ビュレックス京橋7階
TEL:03-6268-9511
URL:https://www.y-lawoffice.com



ユアサハラ法律特許事務所

120年超の歴史を有する国内有数の法律事務所 ——企業法務・知財訴訟・国際案件を得意とするビジネス・ファームのパイオニア

120年超の歴史と実績

1902年創立の当事務所は、企業法務・知財業務・国際案件を扱う総合ビジネス・ファームとして国内外に知られています。

これまで、当事務所は、大型の買収案件、100億円を超える知財訴訟なども含めて、国内法務業界で確かな実績を残しています。

中小企業である依頼者にも、設立から、各種契約、労務に至るまで様々な法律問題に対して、きめ細やかなサービスを提供しております。

企業法務

企業法務は当事務所の中心的な取扱業務であり、多様な分野及び複雑な事実や技術の理解を要する案件へも対応できる体制を整えています。

1.紛争解決・訴訟対応

紛争解決業務は、当事務所が長年注力してきた主要業務の1つです。多様な事業分野での訴訟、交渉、調停、仲裁等の紛争解決案件を取り扱っています。

2.会社法・M&A

各種企業に関わる種々の法律相談や、各種規程の作成・変更、株主総会や取締役会の指導・運営・議事録等の作成業務を行っています。企業買収、事業買収、株式取得等のM&A・企業再編、合併契約についても豊富な経験を有しており、知財や先端技術に関わるデュー・ディリジェンスなどでは、特に強みを有しています。

3.商取引・各種契約

代理店契約、業務委託契約、製造委託契約、不動産取引、秘密保持契約等の各種取引契約から、

個々の業種に特有な契約まで、作成、点検、相談案件を幅広く取り扱っています。特に、各種製造業、商社、流通・小売業、IT、アパレル等の分野の取引に関しては、豊富な経験を蓄積しています。消費者向けビジネスにおける消費者契約法や特定商取引法等に関する事業者の立場での御相談にも対応しています。

4.労務

主に使用者側の立場において、労働法に関わる種々の法律相談、就業規則や各種社内規程の作成・変更、労務対応等を取り扱っています。また、労働紛争については、労働審判・訴訟において、使用者側の立場で数々の紛争案件の代理をしてきました。

5.独禁法・景表法・下請法ほか競争法関連

新製品開発や各種契約、企業同士でのプロジェクトや事業連携の場面などで問題となり得る独禁法や下請法、新規ビジネスの企画・展開の場面で問題となりやすい景品表示法について、法律相談、意見書作成、当局との対応に関する代理を行っています。

6.IT・AI・インターネット

IT・AI・インターネット関連で発生する各種法律問題、システム開発・ウェブサービス・電子商取引など技術の理解が必要な案件についても、当事務所は技術的知識を有した弁護士を擁し、迅速・的確な法務サービスの提供を行っています。

7.個人情報保護関連

企業の事業活動にとっては欠かせない顧客や従業員の個人情報保護について、各種の法律相談や社内規則、契約問題を取り扱っています。

8.企業危機管理・製造物責任・不祥事対応

突発的な危機や不祥事等(情報漏えい、製品事故等)が発生した際の対応や調査に関する多角的



(後列左から)高橋聖史 深井俊至 伊達智子 炭谷祐司 吉野海希
(前列左から)磯田直也 末吉 剛 飯村敏明 大平 茂 大西千尋 (全て弁護士)

な相談にも対応しています。

9.薬機法(旧薬事法)

医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法(旧薬事法))に関する調査・助言等及び医薬に関わる特許案件の対応を行っています。

知財業務

知財高裁元所長弁護士及び理工系を専攻した弁護士を擁して、知財に関する様々な案件を取り扱っています。特に、知財訴訟は、当事務所が最も得意とする業務です。

知財紛争予防のための問題検討や鑑定、各種知財取引契約、各種社内規則の作成・助言から、知財紛争の交渉、訴訟、特許庁での審判、税関における輸出入差止における代理まで、豊富な経験を有しています。

1.知財紛争の予防・解決

特許権・商標権・意匠権・著作権の侵害案件や不正競争など、知財紛争の予防・解決に取り組んでいます。紛争となる前の検討や鑑定から、紛争予防のための製品の改良、知財契約作成や、交渉、訴訟まで、豊富な経験に基づいて助言及び代理をしています。特許庁における審判から裁判所における侵害訴訟、審決取消訴訟の代理まで万全な態勢を整えています。

また、外国でのアクションを必要とする場合には、国際法務のネットワークを通じてグローバルな対応の支援も行っています。

2.知財契約

知財ライセンス契約、譲渡契約、担保契約、共同開発契約、秘密保持契約など各種契約の作成・

点検や法律相談業務を行っています。豊富な知財紛争の知識と経験を基に、紛争予防の観点からも適切な助言を行っています。

3.職務発明

職務発明対価(利益)請求に関する従業員との紛争や社内規程の作成、報奨制度の設計に関する法律相談について幅広く対応しています。

国際案件

当事務所は、世界約100カ国にメンバー事務所を有する国際法律事務所ネットワーク Terralex 及び欧州を中心とした国際法律事務所グループ Unilaw のメンバーとして、海外の多数の法律事務所と緊密な協力関係を有しています。これにより、国際的案件についても、迅速・的確かつきめ細やかに顧客のニーズに応えています。

外国法に基づく契約等のレビュー、外国法に基づく意見聴取、現地専門家とのチーム化による交渉、訴訟その他の法的対応、許認可・行政対応などにおいても、上記ネットワークを通じて、依頼者のニーズに対応しています。

since 1902

YUASA AND HARA
ユアサハラ法律特許事務所

ユアサハラ法律特許事務所
弁護士数:12名(2026年1月1日現在)
広告責任者:弁護士(東京弁護士会)・弁理士 深井俊至
〒100-0004 東京都千代田区大手町2丁目2番1号
新大手町ビル206区
TEL:03-3270-6641
FAX:03-3246-0334
URL:https://www.yuasa-hara.co.jp

1902年創立の当事務所は、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士という専門家がそれぞれ中心となった法律部、特許部、商標意匠部、会計部から構成されている。企業法務・知財業務・国際案件を扱う総合ビジネス・ファームとして国内外に知られ、特に訴訟案件の対応に強みを有する。国内外に多くの依頼者を有し、迅速・的確な法務サービスの提供をモットーに、法務業界で確かな実績を残している。また、中小企業である依頼者にも、設立から、各種契約、労務に至るまで様々な法律問題に対して、きめ細やかなサービスを提供している。

弁護士法人イノベンティア 弁理士法人イノベンティア

知的財産権の専門家により 知的財産法務の総合的なサポートを提供

知的財産及びその周辺領域の 法務サービスと出願業務をワンストップで提供

イノベンティアは、創業時から知的財産権に関連する網羅的なサービスの提供を業務の柱としており、弁護士と弁理士が共同して、知的財産権の取得から活用、行使までをワンストップでサポートしています。

具体的には、特許等の権利取得の段階においては、幅広い技術分野において、紛争も見据えた「強い権利」を取得できるよう、知財戦略の構築のサポートや出願手続きを行うほか、発明の奨励とさらなる創出のために、適切な職務発明制度の構築に関する助言をしています。また、知財の活用の側面においては、他社との共同開発による事業化や、ライセンスなどによる経済利用が行われるところ、イノベンティアでは、こうした活動に必要な各種契約の作成やレビューについても、国内契約、国際契約ともに豊富な経験を有しています。さらに、紛争の局面においても、弁護士と弁理士が共同して対応することにより、法律・技術の双方にわたって、攻撃と防御のいずれについても隙のない戦略を構築することができるほか、実戦から得た知見に基づき、第三者の権利への抵触や、有効性に係る鑑定、また、これらの結果に基づいた事業活動における幅広い助言を行っています。

加えて、イノベンティアは、特許分野のみならず、ブランドや工業デザイン、ソフトウェアその他のコンテンツ、データ、営業秘密など、全ての知的財産法分野に豊富な経験と知見を有しており、企業の日常的な相談から紛争対応まで、あらゆる

ニーズにお応えしています。

生成AIなど最先端の 法務・技術法務分野の知見の提供

近年、生成AIのテクノロジーが急速に発展し、生成AIの利活用を巡り生じる法的問題への対応が必要になるケースが出てきています。

イノベンティアでは知的財産法に関連する最先端の問題についても常に知見の充実に努めており、生成AIに関連する特許や著作権に関する問題についても相談をお受けしています。具体的には、生成AIを利用した製品やサービスの提供にあたって生じ得る法的問題点の検討や、社内における生成AI利用のルール作りやセミナーの実施等のサービスをクライアントのニーズに合わせて提供しています。



弁護士法人イノベンティア・ 弁理士法人イノベンティア

弁護士数：15名、外国弁護士1名、弁理士8名
(2025年9月末現在)
代表弁護士：飯島 歩(第一東京弁護士会)
大阪事務所
〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田2-4-9ブリーゼタワー12階
TEL：06-6346-7580
東京事務所
〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-7-1有楽町電気ビル北館14階
TEL：03-6261-6581
URL：<https://innoventier.com/>

尾城法律事務所

IT業界に精通した弁護士がDXをサポート

当事務所の強み

当事務所は、ITに強みを持つ法律事務所です。生成AIなどの技術の進歩はすさまじく、日本企業も事業の見直しを迫られているところと思います。もっとも、DX(デジタルトランスフォーメーション)というのは、D(デジタル)よりもX(トランスフォーメーション=ビジネスの変革)に意味があるといわれています。技術がどれだけ進歩したとしても、ITはあくまでツールであり、ITを使ってどのようにビジネスを作り上げていくかという視点が重要であり、法律サービスにおいてもIT×ビジネスの理解がなければ、質の高い仕事をすることはできません。

当事務所は、技術としてのITだけではなく、ITを使ったビジネスやIT業界の実務に対する深い理解を背景に、的確な分析と妥当な解決策を提案することで、クライアントのDX推進をサポートすることに注力しています。

合理的な報酬で的確なサービスを

当事務所では、すでに顧問弁護士がいるが、ITを使った新規事業を始めたいので、ITに詳しい弁護士に相談したいといった形で、最初のご依頼をいただくことが少なくありません。当事務所は、今までの業務経験で蓄積した知見により、資料の読み込みや調査・分析に無駄な時間をかけずに、必要なアドバイスや作業を進めることができます。これにより、依頼者の負担を軽減するとともに、合理的な報酬で的確なサービスを提供することを実現しています。



代表弁護士 尾城亮輔

紛争解決

システム開発はいまだリスクの高いプロジェクトであり、紛争化すると非常に大きな係争に発展してしまいます。このようなシステム開発紛争は、裁判所も十分な経験を備えておらず、開発の背景にある事業目的の理解などが必要となるため、代理人弁護士の力量が問われる分野といえます。

当事務所は、係争額が10億円を超える大型訴訟も手掛けるなど、システム開発紛争の豊富な経験を有しており、ポイントを押さえた主張立証でクライアントのために戦い抜きます。平時のサービスと同様に、合理的な報酬と質の高い訴訟活動を両立できる点も当事務所の特長です。

尾城法律事務所

弁護士数：1名
(2025年11月末現在)
代表弁護士：尾城亮輔(第一東京弁護士会)
〒104-0033
東京都中央区新川2-6-4 大藤ビル5階
TEL：03-6280-4261
URL：<https://www.ojiro-law.com/>

金誠同達法律事務所—日本業務部門

全面的な中国法サービスを 最前線から 日系企業にお届け

金誠同達法律事務所(JT&N)の日本業務部門は、製造業・自動車業・医薬業・半導体業・金融業等数多くの業界の日系企業に対し、国際投資、M&A、知的財産権、データ・コンプライアンス、競争法、紛争解決、政府折衝を含む全面的な中国法サービスを長年提供しています。また、金誠同達は、日中の法務とビジネスの最新事情を熟知する中国弁護士チームとして、中国現地法人の課題対応だけでなく、日本本社の立場に立って戦略的・俯瞰的なアドバイスの提供を常に心がけています。

こうした長年の実績が認められ、金誠同達はトムソン・ロイター傘下の有名な法律メディア Asian Legal Business (ALB) から、2019年、2020年、2024年、2025年の4度にわたって「年度日本業務外国(アジア)法律事務所賞」を受賞しました。

増える貿易紛争に自信をもって対応 サプライチェーンの最適化をサポート

近年、いわゆる「逆グローバリゼーション」が進むにつれ、国家間の貿易摩擦、企業間の取引紛争及びグローバルサプライチェーンの再編への対応に関するニーズが急増しています。

金誠同達は、世界情勢と中国ビジネスの最新の動向を読み解き、日系企業が直面する再編スキームの検討と実行、輸出規制対応、中国関連の制裁措置のダブルリスクの解消、通関トラブル等の課題を把握し、交渉サポート・法的文書作成・訴訟対応・労務対応・当局対応等を含む一連の法律サービスを提供し、現場ならではの視点から自信をもって貿易紛争の解決やサプライチェーンの最適化をサポートします。



代表弁護士(写真左から)
張 国棟、趙 雪巍、金 英蘭

自動車産業等の「内巻式競争」解消に向け ますます重要になる中国競争法への対応

近年中国では、業界の過度な内部競争に企業が巻き込まれて疲弊してしまう過当競争が「内巻式競争」と呼ばれています。企業の収益悪化ひいてはデフレーションにつながる「内巻式競争」に対処すべく、最近中国は「不正競争防止法」、「価格法」、「中小企業代金支払保障条例」の改正などを通じ、不当な支払サイト設定、優越的地位濫用と不当廉売に対する規制を打ち出し、自動車産業を含む多くの業界に多大な影響をもたらしています。

金誠同達は、そんな新競争法制のもとで、取引相手の選定、与信枠の設定、支払条件の交渉、債権回収のトラブルならびに独禁法上の課題などへの対応に豊富な知見を有しており、自動車企業を含む日系企業に的確かつタイムリーなアドバイスを提供することが可能です。

金誠同達法律事務所

北京・上海・東京・深セン・合肥・杭州・南京・広州・青島・成都・重慶・西安・瀋陽・済南・大連・鄭州・香港・シンガポール
弁護士数:1500名超、(2025年10月末現在)
代表弁護士:趙 雪巍、張 国棟、金 英蘭
所属弁護士会:北京弁護士協会、上海弁護士協会
北京本部
〒100004
中国北京市朝陽区建国門外大街1号国貿大廈A座10階
上海事務所
〒200120
中国上海市浦東新区世紀大道88号金茂大廈18階
TEL:8610-5706-8008(北京本部 日本語対応可)
URL:www.jtn.com/JP
Mail:jp@jtn.com

弁護士法人高井・岡芹法律事務所

企業の「かかりつけ医」として 人事労務の予防と紛争解決に伴走する

高井・岡芹法律事務所は、使用者側・人事労務を専門とするブティック型法律事務所として、約300社の顧問先と日々向き合っています。人材関連、学校、不動産、保険会社など業種は幅広く、数万人規模の上場企業から数十名規模の企業まで、多様な人事労務課題を継続的に支えてきました。

紛争発生後だけでなく「気になる社員がいる」「人事制度をこのように変更したい」といった段階から相談を受け、必要に応じて訴訟や人事制度変更、人員調整といった重大局面にも対応するなど、企業の“かかりつけ医”として、日常の労務管理から紛争予防・解決までを一貫して支援しています。多数の顧問先で蓄積してきた事例経験は、実情に即した解決策を提示する大きな基盤となっています。

不正・人員調整が増加 ハラスメント・メンタルに続く新たなテーマ

相談傾向として、従来から多いハラスメントやメンタル不調に加え、最近では従業員の不正と人員調整が特に増えています。定期代の不正受給や接待費の不正請求など費用精算に関する問題は急増し、不祥事対応セミナーにも多数の申込が寄せられるなど、企業現場での関心の高まりが見られます。

一方、人員調整では、黒字・赤字の企業を問わず検討・実施が進んでいます。対象者の基準設定や手続の適正さ、記録の整備といった初動の設計が結果を大きく左右するため、当事務所では全体のシナリオ構築から実際の運用まで、企業が安全にプロセスを進められるよう実務的に支援しています。

「組織的労働法」の視点で 降格・懲戒・制度変更を支える

降格や懲戒、就業規則・人事制度の変更といっ



(後列左から)小池啓介弁護士、石井大也弁護士、帯刀康一弁護士
(前列左から)江本磨依弁護士、岡芹健夫弁護士

た「組織的労働法」も重要な領域です。近年、降格紛争が増加しており、要件や評価基準の明確化、注意・指導の履歴が客観的記録として残っているかどうか厳しく問われます。当事務所では日常の指導段階から、5W1Hでの事実整理やフィードバック記録の運用を助言し、従業員の自己決定権を尊重しつつ、企業の人事権・調査権を適切に行使できる体制づくりをサポートしています。

また、育児・介護休業制度改正、賃金のデジタル払い、自転車・キックボードの飲酒運転に対する懲戒など、法改正・社会動向を踏まえた対応も不可欠です。人と組織をめぐる課題が複雑化するなか、企業が直面する幅広い人事労務のリスクを見据え、今後も実務に根ざした支援を提供していきます。

弁護士法人高井・岡芹法律事務所

弁護士数:11名(2025年11月末現在)
代表弁護士:岡芹健夫(第一東京弁護士会)
〒102-0073
東京都千代田区九段北4-1-5 市ヶ谷法曹ビル902号室
TEL:03-3230-2331
URL:https://www.law-pro.jp/
Mail:from.web@law-pro.jp

リアクト法律事務所

時代が求める法務組織の構築を支援し、
M&A・資金調達・事業承継等の
新たなステージに合わせて伴走する法律事務所

クライアントと共創し、
共に成長するリーガルパートナー

弊所は、クライアントに対して問題解決のための最良の仕組みを構築し、解決の道筋を提案できる、唯一無二の事務所となることを目指して立ち上げた事務所です。

「リアクト」(「リーガル(Legal)」と「アーキテクト」(Architect)を組み合わせた造語)という事務所名には、あらゆる問題に対して法律を用いて解決の道筋を提供するという当事務所の意志が込められています。

当事務所が大切にしていることは、新たなIT技術を積極的に使用しながら、クライアントと適切な方法で密にコミュニケーションを取って信頼の維持増進に努めること、法的な専門知識と弁護士としての高い倫理観を持ち合わせた上で、時流を捉えつつ、クライアントが行う新たな挑戦に積極的に関与し、サポートしていくことです。

法務組織の構築やM&Aのサポート

当事務所の特徴として、一般的な法律顧問業務を提供するだけでなく、法務組織の構築支援やM&Aの支援を行っていることが挙げられます。

法務組織の構築支援とは、

- ①法務組織(法務部)がなく、これまでは経理部・総務部等の他部署がどうにか法務を担当していたものの、そろそろ法務部を作りたいという会社において、どのように法務組織を構築していけばよいかをアドバイスしたり、
- ②「法務部」という組織はあるものの、想定していた運営ができていないような会社に対して、法務部のあり方や組織運営の方法をアドバイスする



(左から)鈴木克哉弁護士、太宰賢二弁護士、松下翔弁護士

サービスです。中小企業から上場会社のグループ会社等、会社規模、人員、業務に応じて最良の法務組織を構築し、運営するための各種支援を行っています。

また、変化が激しい現代において、企業の新たな進化を促すM&Aは、大企業だけでなく、むしろ、中小企業にこそ必要であると考えています。そこで、中小企業の事業を買収したい、売却したい等の意向を正しく実現するために、法的な視点にとどまらず、ビジネス的な観点をも勘案したM&Aについての総合的な支援を行っています。

そのほか、当事務所では、多数の訴訟事件を取り扱うほか、事業者の破産事件に強みを有しています。また、創業社長(オーナー社長)の退任(事業承継)や廃業はもちろん、将来の相続に向けたご相談など、社長の懐刀としてあらゆる相談に対応しています。

リアクト法律事務所

弁護士数:3名
(2025年11月末現在)
所属弁護士:鈴木克哉、松下 翔(いずれも第一東京弁護士会)、太宰賢二(第二東京弁護士会)
〒102-0073
東京都千代田区九段北4-1-5 市ヶ谷法曹ビル602
TEL:03-6261-1161
URL:https://learcht.com/

弁護士法人Y&P法律事務所

大手税理士法人、コンサル会社と連携したM&A、
株式関連業務、民事信託、相続・事業承継分野等の
総合型サービスを提供

組織概要

当事務所は、国内最大級の税理士法人である山田&パートナーズおよび東証プライム上場の総合コンサルファームである山田コンサルティンググループ株式会社のそれぞれと緊密に連携、協業しており、各組織の関連業務について法務の側面から業務提供・サポートを行っています。

上記各連携を生かし、M&A組織再編、株式紛争、民事信託、相続事業承継、税務、海外資産関連業務を得意分野としています。

役務提供実績

M&A関連業務につき、税理士・コンサルタントと連携して恒常的に対応しており、知見が蓄積されております。プランニングの段階から関与することで、税務、財務、法務等の観点から総合的なアドバイスをを行い、顧客企業にとって最適な方策をご提案しております。

また、M&Aや組織再編前の段階において、株価算定、税務検証等を行いながら、少数株主との株式買取交渉代理、スクイズアウト等を実施し、顧客企業に代わって分散株式集約等関連サービスにも力を入れています。

顧客企業ないし企業オーナー等の保有する海外資産につき、移転・承継に伴い生じる法的手続について、アメリカ、中国、シンガポール等の東・東南アジアの税理士法人コンサル会社の海外支店、現地専門家と連携しながら、現地法、言語の壁によりお悩みの顧客の問題に対処しています。



弊所の今後の展開

ファミリーガバナンスサービスに注力しており、株式を次期後継者に単独相続させるのではなく、分散した状態を維持しつつ、株主間契約・信託・種類株などを利用して、ファミリー全体で事業を支える仕組みを構築しています。

株主間契約書作成業務は、M&Aでのマイノリティ出費・合弁会社組成・投資契約・ファミリーガバナンス組成のご相談が増え、ニーズが高まっていることから、迅速な対応かつ各顧客の状況に応じたオーダーメイドの契約書の作成対応を行っています。

弁護士法人Y&P法律事務所

弁護士数:26名(2025年10月現在)
代表弁護士:平良明久(東京弁護士会)
〒100-0005
東京都千代田区丸の内1-8-1
丸の内トラストタワーN館9階
TEL:03-6212-1663
URL:https://www.y-p-law.or.jp/
Mail:info@y-p-law.or.jp

中央経済DBライブラリー 雑誌電子版（個人プラン）

1989年1月号（ビジネス法務は2005年1月号）から
最新号までの記事がキーワードや著者名等で検索可能
4誌いずれかの年間購読者の方には特別価格をご用意

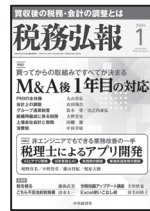


企業会計

通常年間価格(税込)
30,600円



特別年間価格(税込)
15,300円

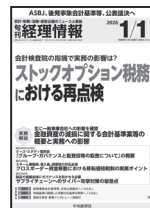


税務弘報

通常年間価格(税込)
32,000円



特別年間価格(税込)
16,000円



経理情報

通常年間価格(税込)
31,900円



特別年間価格(税込)
15,950円



ビジネス法務

通常年間価格(税込)
19,000円



特別年間価格(税込)
9,500円

お申込みはこちらから

<https://www.chuokezai.co.jp/kaikeizensho/>

※著作者の都合により一部掲載していない記事がございます。

※事前に当サービスHP (<https://www.chuokezai.co.jp/kaikeizensho/index.html>) で動作環境をご確認ください。

※法人プランもご用意しております。詳しくは当サービスのHPをご覧ください。

中央経済社

書籍紹介 & セミナー紹介

BOOKS & SEMINAR



●池田・染谷法律事務所

ビジネスを促進する
景表法の道標
～事例から読み説き導き出す解～

白石忠志[監修] 池田 毅、藪内俊輔、秋葉健志、松田世理奈、実務競争法研究会[編著]

5,720円(税込)
2025年7月
第一法規株式会社
A5判／288頁

景品表示法の規制を具体事例で解説。公正取引委員会、消費者庁での勤務経験のある弁護士が、法務担当者らに役立つ法令等の適用から対応策まで解説する実践書。

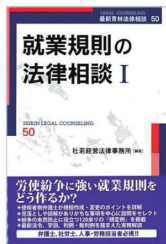
フリーランスとの取引と
企業対応池田 毅、倉重公太郎[編著]
今村 敏、宇賀神崇、江夏大樹、全 未来、田中麻久也、松本恒雄[著]5,500円(税込)
2025年2月
株式会社有斐閣
A5判／486頁

2024年11月に「フリーランス法」が施行され、企業はフリーランスにまつわる法律や論点を理解した上で対応が求められるようになった。本書は同法を中心に関連法や論点を整理し、実務対応を詳解。

60分でわかる！
改正 景品表示法 超入門池田・染谷法律事務所[監修]
染谷隆明[編著]1,760円(税込)
2024年12月
株式会社技術評論社
四六判／160頁

ステマ規制をはじめ2024年施行の改正法について解説。景表法に関する適切な活用法や実務上の留意点を図解でわかりやすく解説し、実務のポイントまで紹介。

●杜若経営法律事務所

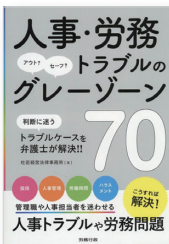
就業規則の法律相談I・II
杜若経営法律事務所[編著]I 5,170円(税込)／II 5,280円(税込)
2024年1月
株式会社青林書院
I A5判/360頁／II A5判/368頁

見落としや誤解がありがちな事項を中心に設問をセレクトし、紛争の未然防止に役立つ120余りの「規定例」を掲載。

※画像はI巻

人事・労務トラブルの
グレーゾーン70

杜若経営法律事務所[著]

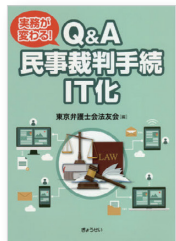
3,520円(税込)
2023年3月
株式会社労務行政
A5判/296頁

休業・休職、ハラスメントと懲戒処分、退職・解雇・雇止めをはじめ、テレワークや定年再雇用など近年注目のテーマを掲載。

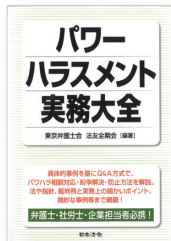
教養としての「労働法」入門
向井 蘭[編著]2,200円(税込)
2021年3月
株式会社日本実業出版社
四六判/336頁

労働法制の歴史や世界の労働法制との比較をしながら、労働時間、休暇、配転、解雇などの労働法が定めるルールを解説。

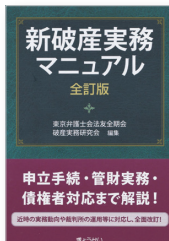
●名取・大木法律事務所

実務が変わる！
Q&A 民事裁判手続IT化
東京弁護士会法友会[編][共著]3,630円(税込)
2021年4月
ぎょうせい
A5判/296頁

法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会の中間試案まで盛り込み、最新の制度を余すことなく網羅し解説。今後IT化されていく民事裁判実務に対応するための実践の手引書。

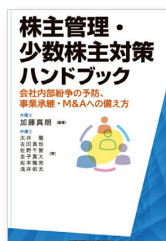
パワーハラスメント実務大全
東京弁護士会
法友全期会[編著][共著]4,510円(税込)
2021年4月
日本法令
A5判/499頁

パワハラに関する体制整備、紛争予防対応やトラブルの事案解決のために使用者側が把握、対応すべきパワーハラスメントに関する事項を網羅した実践的専門書。

新破産実務マニュアル
(全訂版)東京弁護士会法友全期会
破産実務研究会編集[共著]5,170円(税込)
2023年2月
ぎょうせい
A5判/480頁

平成29年改正民法、民事執行法等、最新の法令・実務に対応。破産申立て、免責・復権、管財実務、債権者対応など、広範な破産手続の実務面を網羅する専門書。

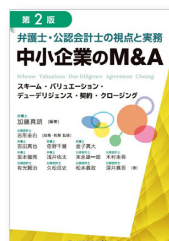
●加藤&パートナーズ法律事務所

株主管理・少数株主対策ハンドブック
会社内部紛争の予防、事業承継・M&Aへの備え方
加藤真朗[編著] 太井 徹、吉田真也、佐野千誉、金子真大ほか[著]4,730円(税込)
2025年6月
日本加除出版株式会社
A5判／408頁

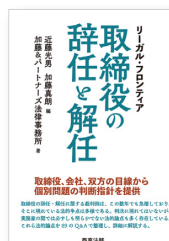
会社の安定的な経営を維持・承継するためにご活用いただきたい一冊。図表や記載例を用いて、多数の事例における実務に役立つポイントをわかりやすく、丁寧に解説。

弁護士・公認会計士の視点と実務
中小企業のM&A(第2版)
スキーム・バリュエーション・デューデリジェンス・契約・クロージング

加藤真朗[編著] 吉田真也、佐野千誉、金子真大ほか[著]

6,600円(税込)
2025年9月
日本加除出版株式会社
A5判／636頁

弁護士・公認会計士・税理士の各種専門家が、スキーム選択からクロージングまで豊富な図を用いて網羅的に解説した一冊。実務にご活用いただける書式やチェックリストも収録。

リーガル・フロンティア
取締役の辞任と解任近藤光男、加藤真朗[編]
加藤&パートナーズ法律事務所[著]4,180円(税込)
2025年5月
株式会社商事法務
A5判／336頁

近年急増する取締役の辞任と解任に関する、取締役・会社双方の目線から89の疑問点を抽出し、Q&A形式で整理・解説。取締役の方や企業実務に携わる方にも読んでいただきたい一冊。

●AI-EI法律事務所

HR Internal Investigations
2025

松井博昭、竹越幸綱、植木麻里、牧野聡(日本法パート)[著]

Webサイトで公開中
2025年2月
Chambers (日本法パートは15頁)

内部調査をテーマとした法律論文誌。日本法パートでは、内部調査の開始、初期対応、ヒアリング及び事実関係、内部調査における関係当事者の保護、手続要件及び立証、内部調査の結果及び結論、情報保護、特殊事例について英文で解説。

Employment 2025

松井博昭、植木麻里、面山 結、山口 玲(日本法パート) [著]

Webサイトで公開中
2025年9月
Chambers (日本法パートは8頁)

労働法をテーマにした法律論文誌。日本法パートでは、時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金、労働者区分とフリーランス新法、ハラスメント規制、「労働者の自由な意思」論、賃金のデジタル払いの概要について英文で解説。

Q&A: case management for
employment litigation in Japan

松井博昭、竹越幸綱、植木麻里、高橋唯[著]

労働法をテーマとした法律論文投稿サイト。上記論文では、雇用紛争の一般的な手続の流れ、適用法規、請求の変更、当事者の追加、手続の併合、クラスアクション・多数当事者訴訟における考慮事項、人証・書証・専門家意見の取扱い、証人義務、外国における証拠調べ、証人に対する反対尋問、訴訟を有利に進めるための戦略について、英文で解説。

Webサイトで公開中
2025年9月
Lexology Panoramic:
Labour & Employment
Disputes
N/A (A4用紙3頁)

田中敦法律事務所

弁護士数:1名
〒541-0046
大阪府大阪市中央区平野町三丁目1-9
クラオビル3階
TEL:06-6201-7017
URL:https://atlawyer.jp/

当事務所は、著作権をはじめとする知的財産分野と国際取引分野における豊富な経験に基づき、「身近なスペシャリスト」を目指します。事業規模や対応案件の大小問わず、ご予算を踏まえて最善の方案を提案させていただきます。

●弁護士法人樋口国際法律事務所

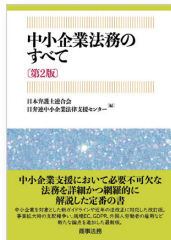
ポイントがわかる!
国際ビジネス契約の
基本・文例・交渉
樋口一磨〔著〕



3,190円(税込)
2019年9月
日本加除出版
A5判/272頁

秘密保持、売買・供給、販売店・代理店、生産委託という登場頻度の高い国際契約につき、標準的な条項例、立場に応じた留意点、交渉のコツまで、ポイントをわかりやすく解説。

中小企業法務のすべて(第2版)
日本弁護士連合会
日弁連中小企業法律支援センター〔編〕
(樋口一磨が執筆者として参加)



4,400円(税込)
2023年2月
商事法務
A5判/392頁

中小企業支援において必要不可欠な法務全般に関し、経験豊富な弁護士により詳細かつ網羅的に解説した実務書。

●フォーサイト法律事務所

M&Aにおける労働法務DDのポイント(第3版)

東京弁護士会労働法制特別委員会、企業集団／再編と労働法部会〔編著〕(由木竜太執筆参加)



4,400円(税込)
2025年8月
株式会社商事法務
A5判/並製/368頁

M&A時の労働法務DDの指標となる専門書。労働時間等のポイントをより深くとりあげつつ、各種法令や重要裁判例に留意しつつ、企業の法令遵守体制にも十分な検討を与えた。

IPO実践ケーススタディ(第2版)

日本IPO実務検定協会、EY新日本有限責任監査法人、フォーサイト総合法律事務所、あいわ税理士法人、宝印刷株式会社、M'sGAパートナーズ事務所〔編〕



5,060円(税込)
2024年11月
中央経済社
A5判/412頁

短期間でIPO準備の実践能力を身につけるため、監査法人、弁護士、公認会計士、税理士、印刷会社の各専門家がケーススタディによりIPO準備実務を解説。待望の第2版。

Q&A IT化社会における企業の情報／労務管理の実務

末啓一郎(第一東京弁護士会、労働法制委員会、基礎研究部会元部会長)、安藤広人(第一東京弁護士会 総合法律研究所 IT法研究部会元部会長)〔編著〕(山本 佑執筆参加)



4,070円(税込)
2024年11月
新日本法規
A5判/288頁

「労働」「情報」双方の専門家が知識を持ち寄り、「労働」と「情報」の交錯分野を徹底解説!「労働者」の健康情報管理やHRテック、AIの利用など、新しい論点を取り上げています。

●未来創造弁護士法人

本当に賢い人の
丸くおさめる交渉術
三谷 淳〔著〕



1,540円(税込)
2016年9月
すばる舎
4-6/256頁

「日本一裁判しない弁護士」と呼ばれる円満解決のプロが、超一流の人と1万件の交渉から学んだ、仕事も人間関係も円滑に行く「丸くおさめる交渉術」を初公開。

スタートアップ企業が最速最短で上場する方法
三谷 淳〔著〕



2,750円(税込)
2024年5月
中央経済社
A5判/216頁

IPOを考えたらず読む本。上場準備をするうえで、これだけはやっておきたい・しなければならないポイントを解説。上場準備会社が陥りやすい間違いも紹介した実務入門書。

●桃尾・松尾・難波法律事務所

生成AIの法律実務
松尾剛行〔著〕



5,500円(税込)
2025年4月
弘文堂
A5判/並製/544頁

著作権法や弁護士法から民事手続や刑事法まで、生成AIをめぐる最新状況を踏まえて実務上の論点を網羅し、その対応をまとめたもの。中立的な立場で実務における「相場観」を示す、当分野における最高水準の一冊。

実務の落とし穴がわかる!
IT・AI法務のゴールデンルール30
松尾剛行〔著〕



3,740円(税込)
2025年8月
学陽書房
A5判/200頁

個人情報保護法やAI、システム開発、電子商取引などを扱う「情報法」実務の鉄則を、失敗事例とともに30のゴールデンルールとして解説。

●ベンチャーラボ法律事務所

ビジネス常識としての法律
(第4版)
堀 龍兒・淵邊善彦〔著〕



1,430円(税込)
2024年2月
日本経済新聞出版社
新書判/328頁

企業法務の重要改正をそうざらい。リーガルテックの動向までわかりやすく解説。単なる法令のダイジェストにおわらず、ビジネスパーソンがリーガルセンスを身につけ、法的リスクを感じ取り、問題が起きそうなときも適切な対応をとれるように基本行動から説明する。

実践
会社役員のための法務ガイド
淵邊善彦〔著〕
木村容子〔作画〕



3,740円(税込)
2021年8月
中央経済社
A5判/304頁

主に役員が知っておくべき企業法務に関わる50のテーマを厳選。ビジネスの現場で活用できる法的な知識や、事業を進める上でのリーガルセンスを身につけることができるガイド。

困った時にすぐわかる!トラブル対策のコツ
経営者になったら押さえておくべき法律知識
淵邊善彦〔著〕



1,980円(税込)
2021年3月
第一法規
四六判/160頁

企業の成長過程でよくある法的トラブルの場面別に、ストーリーによる事例、解説、重要法令、チェックリストで学び、最低限押さえておくべき法律知識がわかる基本解説書。

●中央経済社の書籍

書籍・雑誌・電子書籍ご購入、これから出る本の紹介は

ビジネス専門書Onlineへ!

<https://www.biz-book.jp/>



●弁護士法人高井・岡芹法律事務所

[LAWYERS' KNOWLEDGE]
労働法実務 使用者側の実践知
 (第2版)
 岡芹健夫[著]



4,290円(税込)
 2022年8月
 有斐閣
 A5判/502頁

労働紛争が生じ得る局面を詳細に分類し、法的アドバイス、初動対応、キーとなる類似裁判例の見つけ方・読み方など、労働法実務において押さえるべきポイントを分かりやすく解説。

取締役の教科書(第2版)
 これだけは知っておきたい法律知識
 岡芹健夫[著]



2,200円(税込)
 2023年5月
 経団連出版
 A5判/208頁

取締役の地位と職責、権限、会社および第三者に対する責任、損害賠償以外の責任など、企業トップに求められる義務と、その裏返しである責任(リスク)について、具体的かつ平易に解説。

裁判例・労働委員会命令にみる
不当労働行為性の判断基準
 弁護士法人高井・岡芹法律事務所[編集]



4,950円(税込)
 2023年12月
 産労総合研究所出版部
 経営書院
 A5判/490頁

労使紛争の中での使用者の言動を具体的に分類し、裁判所や労働委員会での不当労働行為と判断された事例、そうでなかった事例の双方を紹介することにより、不当労働行為性の判断基準を明らかに。

●弁護士法人Y&P法律事務所

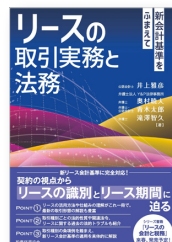
排出量取引の実務ガイド
 弁護士法人Y&P法律事務所[編]



2,750円(税込)
 2025年12月
 中央経済社
 A5判/192頁

2026年4月に施行される本邦初の国家レベルの排出量取引制度。その実務対応の足がかりとなる情報・ノウハウを、改正GX促進法の立案担当者を中心とする弁護士が解説。

リースの取引実務と法務
 井上雅彦、奥村暁人、青木太郎、滝澤智久[著]



3,520円(税込)
 2025年11月
 税務経理研究会
 A5判/276頁

リースの活用方法や仕組みなど取引実務の基礎から、その法的性質や契約種別ごとの留意点までわかる。新リース会計基準に完全対応。

税務調査における税理士と弁護士の協働
 弁護士法人Y&P法律事務所[編]



3,300円(税込)
 2025年9月
 中央経済社
 A5判/264頁

税務でいかに弁護士を活用するか。この古くて新しい課題について、手法や留意点、具体例、活用すべき場面等を、日頃から税理士と連携して業務を展開している弁護士が詳解。

名取・大木法律事務所

企業のセキュリティ・クリアランス制度対応とアクティブサイバーディフェンス対応	
[講師] 大木怜於奈 [開催日時] 2026年2月13日(金) 15:00～	[開催場所] WEB [参加費] 無料

[お問い合わせ] 株式会社FRONTEO
 URL <https://legal.fronteo.com/seminars/>

Security Days Spring 2026	
[講師] 大木怜於奈 他多数 [開催日時] 2026年3月24日(火)～27日(金)	[開催場所] JPタワー ホール&カンファレンス(KITTE 4F) [参加費] 無料 ※事前登録制

[お問い合わせ] (株)ナノオプト・メディア

ECONOSEC JAPAN 経済安全保障対策会議・展示会 新たな国際秩序と企業の経営戦略への指針	
[講師] 大木怜於奈 他多数 [開催日時] 2026年11月4日(水)・5日(木) 10:00～17:00	[開催場所] 東京国際フォーラム [参加費] 無料 ※事前登録制

[お問い合わせ] 時事通信社 展示会事務局
 電話番号 03-5843-6975 (代)
 URL <https://www.econosec.jp/>

杜若経営法律事務所

人事・労務トラブルのグレーゾーン実務対応 ～適法と違法の境界線の問題をどう解決するか～	
[講師] 向井 蘭 [開催日時] 2026年2月5日(木) 10:00～16:00	[開催場所] 株式会社労務行政セミナールーム(東京)、WEB [参加費] 33,220円(税込) (労政時報購読会員価格 27,720円(税込))

[お問い合わせ] 株式会社労務行政 人材育成事業部
 電話番号 03-3491-1330
 URL <https://www.rosei.jp/seminarstore/seminar/11381>

労務トラブルへの初動対応の実務	
[講師] 岸田鑑彦 [開催日時] 2026年2月10日(火) 10:00～16:30	[開催場所] ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)、WEB [参加費] 10,000円/名(税込)

[お問い合わせ] キャリアサポートセンターあいち(労働教育)、(公益財団法人 愛知県労働協会)
 電話番号 052-485-7154
 E-mail rodo@ailabor.or.jp
 URL <https://ailabor.or.jp/rodo/seminar-labor/entry-64452.html>

「人事・労務トラブルのグレーゾーン」実務対応セミナー ～労働時間管理、問題社員対応から発達障害の合理的配慮まで～	
[講師] 向井 蘭 [開催日時] 2026年2月17日(火) 13:30～16:30	[開催場所] リファレンス名古屋栄、WEB [参加費] 会員 4,000円(税込/1名) 非会員 8,000円(税込/1名)

[お問い合わせ] 公益社団法人 愛知労働基準協会
 電話番号 052-221-1438
 E-mail jigyo-ark@airouki.or.jp
 URL <https://www.airouki.or.jp/news/cat25/217.html>

フォーサイト法律事務所

IPO経営人材育成プログラムFUKUOKA 上場に向けたコーポレート・ガバナンスの構築	
〔講師〕 大村 健 〔開催日時〕 2026年3月4日(水) 17:00～19:00	〔開催場所〕 Fukuoka Growth Next 1Fイベントスペース(福岡県福岡市中央区大名2-6-11) 〔参加費〕 1社あたり 10,000円(税込)

〔お問い合わせ〕 福岡市、証券会員制法人福岡証券取引所、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ、株式会社西日本フィナンシャルホールディングス、株式会社東京証券取引所／株式会社日本取引所グループ
URL <https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=mamf-meniqc-1e091e0b8a4e7f7eeab16f6488412d6d>

未来創造弁護士法人

企業に求められる「カスハラ対策」の勘所 施行が迫る改正労働施策創造推進法のポイントと社員が安心して働ける職場作り	
〔講師〕 三谷 淳 〔開催日時〕 2026年3月10日(火)	〔開催場所〕 WEB(Zoom) 〔参加費〕 無料

〔お問い合わせ〕 未来創造弁護士法人
電話番号 03-6435-8622
E-mail info@mirai-law.jp
URL <https://mirai-gr.jp/seminar0>

桃尾・松尾・難波法律事務所

【法務部新入社員向け】基礎の基礎から学ぶ契約法務 講義編・実践編(仮)【全3回】	
〔講師〕 朝倉亮太、田中 翔 〔開催日時〕 2026年3月9日(月) 12:30開始	〔開催場所〕 WEB(ライブ配信／アーカイブ配信) 〔参加費〕 16,500円(税込・全3回セット)

〔お問い合わせ〕 Business & Law 合同会社
E-mail seminar@businessandlaw.jp

【株主総会担当者向け】株主総会当日に実務担当者が直面し得る問題とその解決策(仮)	
〔講師〕 佐藤航平 〔開催日時〕 2026年3月13日(金) 13:00～14:00	〔開催場所〕 WEB(ライブ配信) 〔参加費〕 無料

〔お問い合わせ〕 桃尾・松尾・難波法律事務所
TEL 03-3288-2080
E-mail mmn@mmn-law.gr.jp

若手弁護士・若手法務担当者のための、基礎から学ぶ『生成AIの法律実務』【新刊書籍付き】	
〔講師〕 松尾剛行 〔開催日時〕 アーカイブ配信中	〔開催場所〕 WEB 〔参加費〕 5,500円(税込／書籍代・書籍送料込)

〔お問い合わせ〕 Business & Law 合同会社
E-mail seminar@businessandlaw.jp
URL <https://businessandlaw.jp/seminar/k187021409/>

山下総合法律事務所

上場会社における株主対応の実務(仮)	
〔講師〕 小藺江有史 〔開催日時〕 2026年3月12日(木) 14:00～17:00	〔開催場所〕 会場／後日WEB配信 〔参加費〕 未定

〔お問い合わせ〕 株式会社プロネクサス
電話番号 03-5777-3110
URL <https://ps.pronexus.co.jp/contact/inquiry/>

株式報酬制度導入のための株主総会対応・株式交付の実務(仮)	
〔講師〕 山下聖志、小藺江有史 〔開催日時〕 2026年4月20日(月) 14:00～17:00	〔開催場所〕 会場／後日WEB配信 〔参加費〕 未定

〔お問い合わせ〕 株式会社プロネクサス
電話番号 03-5777-3110
URL <https://ps.pronexus.co.jp/contact/inquiry/>

海外子会社管理セミナー	
〔講師〕 山下聖志、桑原広太郎 〔開催日時〕 2026年7月27日(月) 14:00～17:00	〔開催場所〕 WEB 〔参加費〕 未定

〔お問い合わせ〕 Business & Law 合同会社／SMBCコンサルティング株式会社
URL <https://businessandlaw.jp/seminar/>

尾城法律事務所

使用許諾契約・ライセンス契約とOSSの法律知識	
〔講師〕 尾城亮輔 〔開催日時〕 2026年3月6日(金) 9:00～16:00	〔開催場所〕 WEB 〔参加費〕 45,100円

〔お問い合わせ〕 一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
電話番号 03-6264-1314
E-mail seminar@juas.or.jp
URL <https://juasseminar.jp/seminars/view/4125152>

ビジネス実務法務検定試験® 公式通信講座

1 級

2 級

3 級

東京商工会議所が主催する通信講座

- 直前・集中対策に最適な講座です。（受講者アンケートで高い評価をいただいています）
- 充実した動画「ポイント講義」でわかりやすく解説しています。
- 「一問一答」で直前対策に活用できます。
- スマートフォン、タブレット、PCで学習できます。
- リポート問題はWeb提出により、スピーディに学習ができます。
- 本試験と同じIBTによる模擬問題で本試験の予行演習ができます。

通信講座の内容

	1級講座	2級講座	3級講座
テキスト (Web)	1級講座テキストは、答案作成上のポイントの項を設け、論述問題への実践的な対策ができます。	2級講座テキストは、3級の重要ポイントを記載しており、2級の知識の習得を基本からサポートします。	3級講座テキストは、「Q&A」等で具体的な事例を示し、ビジネスシーンをイメージしながら学習できます。
リポート (Web)	3回	3回	3回
試験対策 (Web)	過去問題 (3回分)	IBT ^(※1) ・CBT ^(※2) 対策 模擬問題／解答解説 (4回分)	IBT ^(※1) ・CBT ^(※2) 対策 模擬問題／解答解説 (4回分)
受講料	28,000円（税込み）	23,000円（税込み）	19,000円（税込み）

(※1) IBT (Internet Based Testing)：インターネット経由で行う試験

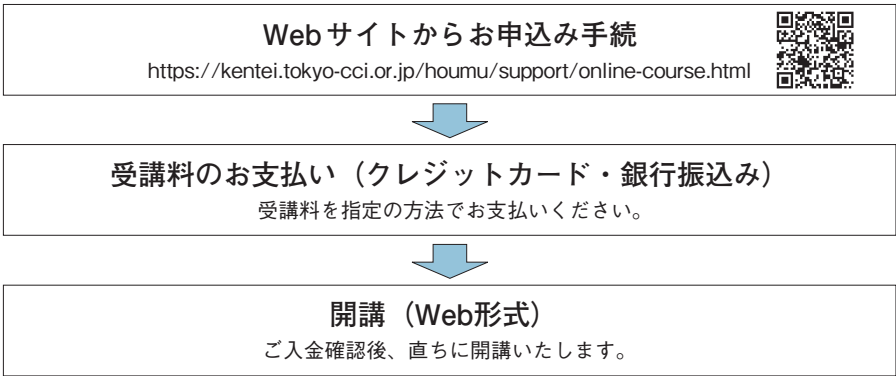
(※2) CBT (Computer Based Testing)：テストセンターのPCで行う試験

本講座の特徴（詳細はサイトでご確認ください。）

- ① スマートフォンやタブレット（PCも可）で、本講座テキストをすべて閲覧することができます。
- ② 2級・3級講座の模擬問題には、実際の検定試験に出題された問題（過去問）が一部含まれています。
- ③ 公式テキストの内容を踏まえて、出題頻度の高いテーマについて「理解力アップ」「Q&A」等のコラムを盛り込んでおり、学習効果を高めることができます。
- ④ 1級公式通信講座では、本試験の出題傾向に基づき論述式の添削問題を作成しており、弁護士による添削指導を通じて、実践的な答案作成能力が身につきます。
- ⑤ 学習期間は自由に設定できます（直前対策にも有効）。ただし、在籍期間は最長6か月です。
- ⑥ お申込みは、いつでも受け付けています。お申込みを確認でき次第、学習を開始することができます。

講座のお申込み方法について

■お申込みの流れ



[ビジネス法務 2026 年 3月号 特別付録]

BUSINESS LAW FIRMS 2026

[発行所]

中央経済社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-35

Tel 03-3293-3375 Fax03-3291-5127

URL <https://www.chuokeizai.co.jp>

表紙・本文フォーマットデザイン／伊藤尚彦

DTP／志岐デザイン事務所

ビジネスマネジャー検定試験® 公式通信講座

東京商工会議所が主催する通信講座

- 直前・集中対策に最適な講座です。(受講者アンケートで高い評価をいただいています)
- 充実した動画「ポイント講義」でわかりやすく解説しています。
- 「一問一答」で直前対策に活用できます。
- スマートフォン、タブレット、PCで学習できます。
- リポート問題はWeb提出により、スピーディに学習ができます。
- 本試験と同じIBTによる模擬問題で本試験の予行演習ができます。
- お申込みは、いつでも受け付けています。お申込みを確認でき次第、学習を開始することができます。

通信講座の内容と特徴（詳細はサイトでご確認ください。）

教材はすべて Web 形式です。

通信講座教材 (Web)	テキスト	公式テキストでは網羅しきれない実務的・応用的な知識を公式通信講座オリジナルのコラム「Q&A」「ステップアップ」で解説します。
	練習問題集	テキストを広く網羅した問題を30問掲載し、各問題について、学習の際のポイント、留意すべきキーワードを挙げて丁寧に解説を加えています。
	出題分布表	第7回～第12回(第11回を除く)実施の5回分の検定試験の出題頻度を、テキストの項目分けに準じて一覧化しました。IBT・CBTの受験対策として、特に出題されやすい分野の確認などに有効に活用できます。
	財務諸表問題解説	「財務諸表・経営指標」に関する問題への対策(学習の仕方・解答の際の観点等)を丁寧に解説しています。
	リポート(3回)	学習の進度に応じてリポート問題に取り組むことで、知識の定着度合いを測るとともに、弱点分野を知り効率的に復習することができます。
	模擬問題(4回)	IBT・CBTを想定した模擬試験および解答・解説(4回の模擬問題のうち1回分は本試験と同じIBTによる演習ができます。)
受講料		21,000円(税込み)

※学習期間は自由に設定できます(直前対策にも有効)。*ただし、在籍期間は最長6か月です。*

※お申込み手続き完了後、直ちに開講いたします。

ご受講のお申込み



左記の二次元コードまたは下記URLからご受講のお申込みをしていただけます。
<https://kentei.tokyo-cci.or.jp/bijimane/support/online-course.html>

お申し込み上の注意（全講座共通）

- お申し込みをいただいた後は、解約することはできません。
- 通信講座の受講申し込みにあたり、当所が知り得た個人情報、通信教育事業の運営、および当所教育事業に関する情報の提供等を行うため必要な範囲で利用いたします。なお、通信教育事業の運営上必要な個人情報をご提示いただけない場合には、適切なサービスの提供ができなくなる場合があります。

通信講座の
問い合わせ先

東京商工会議所公式通信講座運営受託機関
(株) ワールド・ヒューマン・リソース

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-1
TEL: 03 (3352) 5261

<https://kentei.tokyo-cci.or.jp/houmu/support/online-course.html>
<https://kentei.tokyo-cci.or.jp/bijimane/support/online-course.html>